## アメリカ国旗宣誓・敬礼拒否、

## 国旗焼却事件等に関わる諸判決

土

屋

英

雄

たニューダウ事件判決は、当然ながら拙著で全く論及できな として訳出したものである。なお、二〇〇二年六月に出され しておく。 かったが、重要判決なので特に追録(図)として大要を訳出 ○二年四月)の第三部「精神の自由と『星条旗』」の資料篇 рц

国」「日の丸・君が代」そして「星条旗」─』(尚学社、二○

ここに紹介する諸判決の概要は、拙著『自由と忠誠――「靖

ういう法律を執行することもできない。いかなる州も、法の適正な手 特権あるいは免除を制限する法律を制定することはできず、また、そ その人が居住している州の市民である。いかなる州も、合衆国市民の て、その管轄権に服する人はだれでも、合衆国の市民であり、同時に 法の平等な保護)「合衆国において生まれ、あるいは合衆国に帰化し を拒否してはならない。」 きない。また、その州の管轄権内の何人に対しても、法の平等な保護 続きによらないで、何人からも生命、自由または財産を奪うことはで 修正第一四条第一節(市民権、特権または免除、法の適正な手続き)

る権利を制限する法律、人民が苦痛の救済を政府に請願する権利を	る法律、言論または出版の自由を制限する法律、人民が平穏に集会	連邦議会は、国教の樹立に関する法律、宗教上の自由な活動を禁止	修正第一条(信教の自由、言論出版の自由、集会の自由、請願権)	条第一節の各条文を参考のため、あらかじめ次に掲出する。	<b>語判決に関連するアメリカ合衆国憲法の修正第一条および修正第</b>
--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	-----------------------------	--------------------------------------

制限する法律のいずれも制定してはならない。」

(5

(5)	(4)	(3)	(2)	(1)
ティンカー事件判決33頁	ホウルデン事件判決33頁	シェルダン事件判決25頁	バーネット事件判決22頁	ゴビティス事件判決24頁
頁	頁	頁	頁	頁

(20) (19) (18) (17) (16) (15)	(14) (13)	(12) (11) (10)	(9) (8) (7) (6)
ウリー事件判決	事件判決ン事件判決	ゲーツ事件判決 22頁ラッソー事件判決 24頁ラッソー事件判決 24頁	バンクス事件判決

された。 ている国旗への宣誓・敬礼を拒否したことで、学校から追放 リアム・ゴビティスの姉弟は、毎日の学校活動の一部になっ 通学していた一二歳のリリアン・ゴビティスと一○歳のウィ ペンシルヴェイニア州のマイナーズヴィルの公立小学校に

ちは、国旗への敬礼の行為は聖書の命令によって禁じられて 最高の権威とする「エホヴァの証人」の信徒であり、子供た あった。他方、ゴビティス一家は、神の言葉としての聖書を 忠誠を誓います」という誓いの言葉を斉唱するというもので 全ての人に自由と正義をもたらす、不可分の一つの国家に、 に参加することを要求していた。儀式は、右手を胸に当てて、 いると信じるように育てられていた。 「私は、私の国旗に、およびそれが象徴する共和国すなわち 地元の教育委員会は、教師と生徒の両方に対し、この儀式

校への出席の条件として国旗敬礼儀式への参加を強要し続け ちと彼自身のために訴訟を提起した。彼は、教育委員会が学 た。この財政上の負担から救済されるために、父親は子供た 定された。親は子供たちを私立学校に入れざるを得なくなっ ることを禁止するよう求めた。 あったが、学校から追放の結果、公立学校での無料教育を否 ゴビティスの子供たちは同州の義務教育を受ける年齢で

Minersville School District v. Gobitis, 310 U.S. 586 ゴビティス事件判決(一九四○年六月三日、連邦最高

(1940)

[(生徒)国旗忠誠時の宣誓・敬礼拒否に関係する事例

ペンシルヴェイニア東部地区連邦地方裁判所と連邦第三巡

(1)

回区控訴裁判所はゴビティスの請求を認めた。

見はストーン裁判官が執筆した。 た。法廷意見はフランクファーター裁判官が執筆し、反対意 連邦最高裁判所は八対一で、ゴビティス敗訴の判決を出し

宗教の自由な活動をあらゆるセクトに確保することによって、邦憲法修正第一条と修正第一四条は、国教の樹立を禁止し、権利章典のなかに宗教的自由の保障を含むように導いた。連〔法廷意見〕特定のドグマの設定をめぐる数世紀の争いは、

激烈な宗教的争闘の繰り返しを防止しようとした。

を超越する国民的統一のシンボルである」。

的寛容の保護の基礎にある原理の多元性を否定する」ことにかなる限界ももたない」というのを肯定することは、「宗教定」であろうと ――の自由への権利は、それ自身、「絶対性の否反体制的であろうと、また他人の信仰にとってどんなに不快会の世俗的利益の衝突があり得る。宗教的信仰 ―― それがだが、人間関係の多様性によって、個人の宗教的義務と社だが、人間関係の多様性によって、個人の宗教的義務と社

なろう。我々の任務は、一方が他方を破壊するのを防ぐため

アメリカ国旗宣誓・敬礼拒否、

国旗焼却事件等に関わる諸判決

(土屋)

に両者の権利を「調和」させることである。

個人は、

法への服従を、良心上の疑念を理由として、解除されない。

宗教的信仰の促進または制限を目的としない

でのあらゆる内部的な相違 —— これがいかに大きいともでのあらゆる内部的な相違 —— これがいかに大きいともラルヒーにおいて何にも劣らない利益」を扱っている。「国をの必要性は繰り返し認められてきた。宗教的自由への基本整の必要性は繰り返し認められてきた。宗教的自由への基本整の必要性は繰り返し認められてきた。宗教的自由への基本をの必要性は繰り返し認められてきた。宗教的自由への基本をの必要性は繰り返している。「国旗は、憲法の権力を解除されない。この調がのあらゆる内部的な相違 —— これがいかに大きいともの行使が支持されている。

集的感情をともなう拘束的つながりである」とは言える。との感情をともなう拘束的つながりである」とは言える。の政府は人民の自由のために強すぎるものでなければならないのか、それとも政府自身の存続を維持できないほど弱すぎの政府は人民の自由のために強すぎるものでなければならないのか、それとも政府自身の存続を維持できないほど弱すぎの政府は人民の自由のために強すぎるものでなければならない。それともなう拘束的で表記を維持である。これはちょうどリンカーンがあの記憶されるの局面である。これはちょうというないが、

しかし、本件はあたかもペンシルヴェイニア州議会が「マイ本件は直接には、立法権の行使に関係するものではないが、

子供たちに共通の経験をもたせることで確保される望ましい 難や犠牲への評価を喚起するように目論まれた儀式によって においてふさわしい儀式によって、かつ国家の希望や夢、 ちを免除していない」かのように、「公立学校の子供たちの ビティス一家のように親が良心上の疑念をもっている子供た ように見なされなければならない。つまり、 ナーズヴィルの子供たちに国旗敬礼を公式に指示した」かの 民的または宗教的な自由は何も存在し得ない ければならない。よって、我々が決定しなければならない正 目的への州議会の信念を示している」かのように見なされな おそらく同化を受け入れやすい発達時期に、時と場所と環境 か」である る様々な適切な方法を決定するのを禁止されているかどう 確な争点は、 (unifying sentiment) 州議会、郡当局および学校区が、「一体化感情 ―― 究極的にはこれがなければ市 同州議会が、「ゴ ---- を喚起す 苦

の教育委員会」にすることになる。その権限は当法廷に与えそうした判断をすることは、事実上、当法廷を「国家のため対果的な忠誠を確保するという微妙なプロセスに関する競合効果的な忠誠を確保するという微妙なプロセスに関する競合財出身と宗教的忠誠がきわめて多様な人々の間での個人的特的出身と宗教的忠誠がきわめて多様な人々の間での個人的特別出身と宗教的忠誠がきわめて多様な人々の間での個人的特別出身に対する場所ではない」。人種

いし儀式が国の諸制度への愛着を普通学校に通う子供たちのいし儀式が国の諸制度への愛着を普通学校に通う子供たちのにはめ込むような単一の教育制度を押しつけることへのためらいのゆえに、たとえ公教育がデモクラシーを育てる我々のにはめ込むような単一の教育制度を押しつけることへのためまたたいへん多くの人種で構成される国民に対して鉄の鋳型またたいへん多くの人種で構成される国民に対して鉄の鋳型またたいへん多くの人種で構成される国民に対して鉄の鋳型またたいへん多くの人種で構成される国民に対して鉄の鋳型またたいへん多くの人種で構成される国民に対して鉄のので、心理的、倫理的な意見が存在する。これられていないし、引き受けるべきでもない。

せるほうが、自由な人民の自信を守るのに役立つ」。論の広場とか議会のなかで闘わせて立法権力を賢明に行使さいる。本件のような争いを「司法の場に移すよりむしろ、世諸自由を守護する責務は裁判所に劣らず議会にも付託されている構造の基本的部分である」。しかし、深く大事にされている構造の基本的部分である」。しかし、深く大事にされている

られた諸権限は権利章典の明白な禁止があるからといって必

も絶対的ではない。政府は存続する権利をもち、政府に与え

**[反対意見]確かに、個人的自由の憲法上の保障は必ずし** 

心において最もよく助長するであろう、という議会の確

対して当法廷が検閲を行うかは、全く別の事柄である」。

えるのに強制とは別の方法がある。 我々が信じても、国民的統一の源泉である忠誠と愛国心を教らない。このような強制が国民的統一に寄与するとたとえらない。このような強制が国民的統一に寄与するとたとえが教育方法として、また年少者をしつける手段として、宗教がもも無視されない。しかし、そうだからといって、「政府ずしも無視されない。しかし、そうだからといって、「政府

市民的自由の保障は人間の心と精神の自由の保障であり、市民的自由の保障は人間の心と精神の自由の保障が何らかの意味をもつべきであるならば、の宗教に虚偽の証言を与えることである場合にはそうである。それらは、たとえ強制が望ましいと州が考えても州に信仰またはその表現を強制するようなことをさせないようにするもたはその表現を強制するようなことをさせないようにするもたはその表現を強制するようなことをさせないようにするもたはその表現を強制するようなことをさせないようにするもたはその表現を強制するようなことをさせないようにするものであると見なされなければならない。

忠誠の表明は、それが自発的になされる場合は、国民的統治的に無援のマイノリティに向けられてきた」。化されてきたし、またその侵害はほとんど、本件と同様、政はほとんど、本件と同様、正義とか公共善とかの名目で正当

歴史が我々に教えるように、「州による個人的自由の侵害

全く別問題である。自分とその親の宗教的確信に反しての、一を助長するかもしれない。しかし、次のように言う場合は一忠誠の表明は「それか自発的になされる場合は」医民的新

によって、右のような強制と憲法上の保障を和解させること文言は、権利章典より公共の福祉が重要だとする議会の宣言ることができると言う場合である。「権利章典のまさにそのることができると言う場合である。「権利章典のまさにそのと重要な役割を国民的統一において果たしていると見なされた重要な役割を国民的統一において果たしていると見なされるほ子供たちによる強制的な忠誠表明は、教育委員会が、宗教の子供たちによる強制的な忠誠表明は、教育委員会が、宗教の

を排除している」。

憲法上の保護を一般の世俗的意思へ屈服させるようなものだう見解に私は納得しない。「これは、マイノリティの自由のり」、議会の判断を我々が審査するのを控えるべきだ、といどうかを議会が決定する余地が存在すると考えられても、「民どうかを議会が決定する余地が存在すると考えられても、「民の宗教に反するような感情の表明をするように強制されるかの宗教に反するような感情の表明をするように強制されるかし、たとえこの考えが拒絶されても、また市民が自分しかし、たとえこの考えが拒絶されても、また市民が自分

偏見が、通常はマイノリティを保護するために依拠される政備見が、通常はマイノリティを保護するために依拠される政権見が、通常はマイノリティを保護するために依拠される政

と私には思える」。分散して孤立したマイノリティに対する

S. 144, 152, note 4,(1938))°

本件もそうである。市民的権利が保護を受けるべきだとす

(資料)

はない。 はない。

高裁判所) (一九四三年六月一四日、連邦最)

West Virginia State Board of Education v. Barnette, 319 U.S. 624 (1943)

(生徒)国旗忠誠時の宣誓・敬礼拒否に関係する事例]

することを、州内の公立・私立の全ての学校に要求した。上に」、歴史、公民および連邦憲法・州憲法の教育課程を設置かつ政府の組織と機構についての知識を増やす目的のための理想、原理、精神を教え、養い、永続させる目的のために、ト・ヴァージニア州議会は法規を改正し、「アメリカニズムト・ヴァージニア州議会は法規を改正し、「アメリカニズムー九四○年のゴビティス事件連邦最高裁判決の後、ウエスー九四○年のゴビティス事件連邦最高裁判決の後、ウエス

訴人の教育委員会は、<br />
公立学校のために<br />
これらの科目を含む

学習課程を定めるように、州教育長から指導された。

忠誠を誓います」。

忠誠を誓います」。

忠誠を誓います」。

忠誠を誓います」。

となること、全ての人に自由と正義をもたらす、不可分の一つの国家に、ち全ての人に自由と正義をもたらす、不可分の一つの国家に、ち全での人に自由と正義をもたらす、不可分の一つの国家に、ち全での人に自由と正義をもたらす、不可分の一つの国家に、ち全での人に自由と正義をもたらす、不可分の一つの国家に、およびそれが象徴する共和国すなわらを規定していた。

敬礼は、腕をまっすぐ伸ばし、右の手のひを規定していた。

敬礼は、腕をまっすぐ伸ばし、右の手のひを規定していた。

敬礼は、腕をまっすぐ伸ばし、右の手のひを規定していた。

敬礼は、腕をまっすぐ伸ばし、右の手のひを規定していた。

敬礼は、腕をまっすぐ伸ばし、右の手のひを規定していた。

敬礼に、およびそれが象徴する共和国すなわない。

ないまする

ないまないまする

ないまする

と三○日を越えない拘置処分を課せられる。訴追を免れず、もし有罪となれば、五○ドルを越えない罰金非行少年(少女)として対処される。その親または保護者も非行少年(少女)として対処される。その親または保護者もこれに従わないのは「不服従」であり、学校から追放されこれに従わないのは「不服従」であり、学校から追放され

を求めた。他方、教育委員会はこの訴えを却下するよう求めホヴァの証人」信徒に対して執行するのを禁止する差止命令修正第一四条に違反していると主張し、これらの法規を「工障する修正第一条および法の適正手続きと平等保護を定める被上訴人は、これらの法規は宗教の自由と言論の自由を保

た

教育委員会は連邦最高裁に直接上訴した。(被上訴人)および同様の集団への同州法の執行を禁止した。ウエスト・ヴァージニア南部地区連邦地方裁判所は、原告

連邦最高裁判決を支持し、原判決は破棄されるべきとした。付された。ロバーツ裁判官とリード裁判官はゴビティス事件とダグラス裁判官の補足意見、マーフィ裁判官の補足意見が廷意見はジャクソン裁判官が執筆し、これにブラック裁判官延邦最高裁は六対三で、被上訴人勝訴の判決を出した。法

フランクファーター裁判官は反対意見を執筆した。

〔法廷意見〕被上訴人によって主張されている権利は、

他

笑」であったり、「侮蔑」であったりもする。

一の衝突は公権力と個人の権利の間にある」。州は、定めらが平穏で秩序正しいものであったことに問題は何もない。「唯たり、それを否定したりするものではない。被上訴人の行動るのを拒否することは、他人がそれに参加する権利に干渉しの個人の権利と衝突するものではない。本件の儀式に参加すの個人の権利と衝突するものではない。本件の儀式に参加す

利を主張している。個人的意見と人格的態度に触れる事柄に関する自己決定の権で出席を強制する権限を主張している。他方、被上訴人は、

「宣誓と結びついて、国旗敬礼が発言の一形態であること

[資料]

アメリカ国旗宣誓・敬礼拒否、

国旗焼却事件等に関わる諸判決

(土屋)

認める権限、および同時に親と子供を処罰し得るということ

れた身振りと宣言をするという条件で公教育へのアクセスを

その構成員の忠誠を旗や幟、色や意匠に結びつけようとする」。へ伝える近道である。運動体、国家、政党、結社、教会は、個性を象徴するために記章や旗を使用することは、心から心に素朴だが効果的な方法である。一定の制度、思想、組織、は疑いない。象徴的表現(symbolism)は、思想を伝えるのは疑いない。象徴的表現(symbolism)は、思想を伝えるの

安」であったり、「神威」であったりするが、他方の人の「嘲がそれに注ぎ込む意味を受け取る。それは、一方の人の「慰な受容と敬意の表象行為がある」。人はシンボルから、自分の多くと結びついて、敬礼、おじぎ、脱帽、ひざまげのようるように、しばしば政治的理念を伝える。これらのシンボルるように、しばしば政治的理念を伝える。これらのシンボル

「国家のシンボルは、宗教的シンボルが神学的理念を伝え

一〇年以上も前、ヒューズ首席裁判官は、政府に対する平一〇年以上も前、ヒューズ首席裁判官は、政府に対する平は、それが示す政治的理念の受容を個人が言葉と身振りで伝は、それが示す政治的理念の受容を個人が言葉と身振りで伝えることを要求している。

求している」ことも注意されるべきである。当該規定が、生「強制的な国旗敬礼と宣誓は、信仰と心的態度の確言を要

徒が対立する自分自身の信条を捨てて、儀式への不本意な帰たが対立する自分自身の信条を捨てて、儀式への不本意なが「明白で現在の危険」を造出するといういかなる主張もなが「明白で現在の危険」を造出するとであることは、今や当り前のことである」。しかし、本件でであることは、今や当り前のことである」。しかし、本件でであることは、今や当り前のことである」。しかし、本件であることは、今や当り前のことである」。しかし、本件であることは、今や当り前のことである」。しかし、本件では、強制の権限が発動されている。

「本件は、特定の宗教的見解またはそれが保持されている原摯さが主題ではない。本件で争点となっている被上訴人の原摯さが主題ではない。本件で争点となっている被引的儀式は個人の憲法上の自由を侵害するものであると考えている」。我々人の憲法上の自由を侵害するものであると考えている」。我々人の憲法上の自由を侵害するものであると考えている」。我々はまず、「敬礼を法的義務とする州の権限」を見出すのでなければ、儀式の非順応者の信仰が敬礼の義務から免除されるい。本件は、特定の宗教的見解またはそれが保持されている「本件は、特定の宗教的見解またはそれが保持されている「本件は、特定の宗教的見解またはそれが保持されている

我々は、この権限を前提とせずに、むしろその権限を「審査」けを課する権限が州にあるということを「前提」にしていた。ゴビティス事件判決は、学校の生徒一般に国旗敬礼のしつ

①ゴビティス事件判決は、国旗敬礼論議は「リンカーンがあの記憶されるべきディレンマのなかで投げかけた問題、すあの記憶されるべきディレンマのなかで投げかけた問題、すなわち緊急事態の政府は人民の自由のために強すぎるものでなわち緊急事態の政府は人民の自由のために強すぎるものでなければならないのか、それとも政府自身の存続を維持できなければならないのか、それとも政府自身の存続を維持できないほど弱すぎるものでなければならないのか、それとも政府自身の存続を推荐できる。ここで、ゴビティス事件判決の論拠を再検討してみる。

ないし制約から自由に審査され得る、と我々は考える。本件は、これらのことを考慮することから生じてくる圧力

を弱めたり遅らせたりすると考えられるあらゆる自由権をら追放する州の権限を我々が確認することによって正当化さら追放する州の権限を我々が確認することによって正当化さら追放する州の権限を我々が確認することによって正当化さしば欠けている。もし右に引用された言説が本件に有効に適しば欠けている。もし右に引用された言説が本件に有効に適けされるとしたら、その言説は、権限上のあらゆる争点を公用されるとしたら、その言説は、権限上のあらゆる争点を公開されるとしたら、その言説は、権限上のあらゆる自由権をを弱めたり遅らせたりすると考えられるあらゆる自由権をを弱めたり遅らせたりすると考えられるあらゆる自由権をを弱めたり遅らせたりすると考えられるあらゆる自由権をを弱めたり遅らせたりすると考えられるあらゆる自由権をを弱めたり遅らせたりすると考えられるあらゆる自由権をを弱めたり遅らせたりすると考えていたが、

理想に忠実であるならば、党派的とはならないし、もしくは「自由な公教育は、もし世俗的教育と政治的中立性という

我々が無視するように要求するであろう」。

それぞれの政党とか宗派とかは教育制度を支配しようし、 しかし、何らかのイデオロギー的な規律を課すことになれば、 何らかの階級、信条、 うとするにちがいない」。 たはその支配に失敗すれば、 政党、党派の敵ともならないであろう。 逆に教育制度の影響力を弱めよ ま

0)

委員会にしてしまう」と考えた。 限に干渉することは、「事実上、当法廷を国家のための教育 ②ゴビティス事件判決はまた、 州 郡、 学校区の当局の権

るのである」。 設するあらゆる機関 ―― 教育委員会も例外でない ―― れらは、権利章典の枠内においてのみ行使されることができ で、微妙な、かつ高度に裁量的な職能を有するが、しかしそ 市民を保護する。これらの州とその機関は、もちろん、 「今や諸州に適用される修正第一四条は、州および州が創 重要 から

制的な職権をもたない」領域であること、深く大事にされて ること等の議論を展開した。 て立法権力を賢明に行使させるほうが」、憲法的に適切であ の場に移すよりむしろ、 全て自由に任せられている」ので、そのような争いを「司法 れていること、および「政治的変化をもたらす有効な手段は いる諸自由を守護する責務は裁判所に劣らず議会にも付託さ ③ゴビティス事件判決は、その事件は「裁判所が明瞭で統 世論の広場とか議会のなかで戦わせ

> 制限が可能である」。 が合法的に保護することができる利益に対する重大かつ即時 出版・集会・信仰の自由は簡単には侵害されてはならず、「州 利、およびその他の基本的権利は投票に委ねられてはならず、 産の権利、言論・出版の自由、信仰の自由、集会の自由の権 原理として設定すること」であった。「人の生命、 の射程外に置き、その領域を裁判所によって適用される法的 の危険(grave and immediate danger)を防ぐためにのみ いかなる選挙結果にも依存させてはならない」。また、言論・ 移り変わりから切り離し、その領域をマジョリティや当局 まさに権利章典の目的は、「一定の問題領域を政治的論議 自由、

歴史が当法廷の機能として保証する審判権を差し控えること べきだという理由によって、我々は、自由が侵害される時、 はできない」。 「公教育という専門分野における我々の職権は節度がある

に核心 (the very heart of the Gobitis opinion)」であるが 向けての強制的な手段は合憲である。 切な方法を選択する権利」を有し、よって「国民的統一」へ は国家的安全の土台」であり、当局は「その達成のために適 その判決は次のような論理を展開していた。「国民的一体化 ④最後に、そしてこれが「ゴビティス事件法廷意見のまさ

この「仮定」が真理である否かに、本件への当法廷の回答

(資料)

アメリカ国旗宣誓・敬礼拒否、

国旗焼却事件等に関わる諸判決

(土屋

するための許容手段であるかどうかが問題なのである」。の憲法の下で、本件で採用されている強制がその目的を達成と「模範」によって促すとすれば、それは問題ではない。「我々が依存している。目的としての国民的統一を当局者が「説得」

どのような統一であるかについての争いはより激烈になる。 頼ることになる」。統一へ向けて政府の圧力が強まるにつれ、 した。「統一を達成するための当初の温和な方法が失敗する とか体制の維持であったり、魂救済の特殊な方策であったり は、その目的は民族的安全とか領土的安全であったり、王朝 ナリズムは比較的に新しい現象であるが、他の時代と場所で よっても悪意の人によっても、これまでなされてきた。ナショ えるために国民の感情の統一を強制する試みは、善意の人に ロシア統一の手段としてのシベリア追放から、我々の現在の こと、宗教的・王朝的な統一の手段としての異端審問裁判所、 リスト教をローマの多神教的統一を乱すものとして弾圧した 結合を強制するのが不毛であることは、古代ローマ帝国がキ の主義やプログラムを選ぶのが必要だと分かることによる。 ログラムを念頭に置いて、年少者を統一へ強制するのか、そ るよりも、公教育担当当局者がどのような主義、いかなるプ おそらく人々の間の分裂が最も進むのは、いかなる挑発によ その時代と国にとって必須的と考えられた一定の目的を支 目的達成に熱中している人々は、いっそう厳しい方法に

> を達成するにすぎない」。 を達成するにすぎない」。

人と異なる権利」があるか否かである。試されるのは、「現存の秩序の核心に触れる事柄について他い。そうしたことは「自由の影」にすぎない。自由の実体がい。そうしたことは「自由の影」にすぎない事柄に限られな

我々の前には起きていない。

「我々の憲法上の星座に不動の星があるとすれば、それは、「我々の憲法上の星座に不動の星があるとすれば、それは、「我々の憲法上の星座に不動の星があるとすれば、それは、下れの前には起きていない。

性と精神の領域を侵害している」。 条があらゆる公的統制から保護することを目的としている知条があらゆる公的統制から保護することを目的としている知に対する憲法上の限界を越えており、また連邦憲法修正第一国旗敬礼と宣誓を強制する地元当局の行為は、その権限

する予示的ないくつかの判決を覆す。ウエスト・ヴァージニここに、ゴビティス事件連邦最高裁判決およびそれに先行

〔補足意見(ブラック裁判官とダグラス裁判官)〕 我々はア州法の執行を禁止した原判決を確認する。

第一四条によって被上訴人に保障されている宗教の自由と全第一四条によって被上訴人に保障されている宗教の自由と全為についての州の規定を連邦憲法に厳格に禁止させることへ為についての州の規定を連邦憲法に厳格に禁止させることへ為についての州の規定を連邦憲法に厳格に禁止させることへの「ためらい」があった。長い省察の結果、我々は、この「原の「ためらい」があった。長い省察の結果、我々がゴビティスで簡潔に述べておくことが適切であろう。我々がゴビティスを簡潔に述べておくことが適切であろう。我々がゴビティスを修正を表したがあると確信するに至った。本件の州法は、修正第一条と修正を表していての場合に対している宗教の自由と全

ように命じていると解釈している。の証人」は聖書を、いかなる国旗への忠誠の誓いも行わない的としている儀式に参加することを要求している。「エホヴァ的とはな上訴人に、国旗と国家への敬意を教え込むのを目

面的には調和していない。

活動の時、場所、方法を規制しているにすぎない法規に従っである法規、あるいは宗教活動の一般的な禁止でなく、その社会一般を「重大で差し迫った危険」から守るために必須的宗教的信仰を真摯に保持しているからといって、個人は、

定は当法廷によってなされなければならない。義と実践の内実と衝突する特定の法規の合憲性についての決て行動する責任を免れるわけではない。しかし、宗教上の教

誓いは合衆国において常に嫌悪されてきた。 言うことができない。このような法的強要は、「試験(踏み家に「重大な危険(grave danger)」を造出する、と我々はの姿勢をとらないことや愛国的な文句を復唱しないことが国の姿勢をとらないことや愛国的な文句を復唱しないことが国

るものでなければならない」。 正な運用に鼓舞されて、自発的な心と自由な精神から出てくて明白な憲法上の禁止の枠内で制定された思慮深い法規の公誠の証明である。国への愛は、人民に選出された代表によっ試的証明で述べられた言葉は、私利私欲そのものへの忠

「平和時における我々の国内的平穏も戦争時の我々の軍事「平和時における我々の国内的平穏も戦争時の我々の軍事における我々の国内的平穏も戦争時の我々の軍事における我々の国内的平穏も戦争時の我々の軍事における我々の国内的平穏も戦争時の我々の軍事

to refrain from speaking at all)の両方を含む」。 全く話さない権利(the right to speak freely and the rightと宗教の自由の権利は、秩序ある社会の維持のために必須的と宗教の自由の権利は、秩序ある社会の維持のために必須的と宗教の自由の権利は、秩序ある社会の維持のために必須的と宗教の自由の行為に対抗して憲法によって保障される思想の自由

のなかにある」。

「信仰の自由とは正反対のもの」であり、また秩序ある社会「信仰の自由とは正反対のもの」であり、また秩序ある社会「信仰の自由とは正反対のもの」であり、また秩序ある社会のなかにある」。

している、と私は信じることができない。「司法的自己抑制」セス条項によって保障される「自由」が当法廷に対して付与ウエスト・ヴァージニア州に否定する権限を、デュー・プロで選択された手段による良き市民性の助長」――の達成をもが「正当な立法目的」と考えること――すなわち「本件〔反対意見(フランクファーター裁判官)〕我々のいずれ

じて変化するものではない。でも必要である。我々の権限は、権利章典の特定の規定に応は、政治的または立法的権限の行使が問題となる時にはいつ

は」、当法廷ではなく立法府の権限である。
は、当法廷ではなく立法府の権限である。とは明らかである。しかし、「市民生活の一般的で無差別的な規制」が、である。しかし、「市民生活の一般的で無差別的な規制」が、である。しかし、「市民生活の一般的で無差別的な規制」が、ならない。そうした疑念や信念に対する配慮は重要であるが、上のに課せられる憲法上の制限の枠内にある」ことは明らかならない。そうした疑念や信念に対する配慮は重要であるが、一つである。

の保護ではなく、立法権の行使の否定となろう」。「宗教へのたが、「市民生活上の免除権」を与えていない。その保護の特別で会るし、信仰を自分の家庭内で、または公共りすることができるし、信仰を自分の家庭内で、または公共秩序の枠内で公の場で実践することができる。しかし、立法秩序の枠内で公の場で実践することができる。しかし、立法秩序の枠内で公の場で実践することができる。しかし、立法秩序の枠内で公の場で実践することができる。しかし、立法秩序の枠内で公の場で実践することができる。しかし、立法秩序の枠内で公の場で実践することができる。しかし、宗教的に信仰したからの自由」であり、「宗教的に信仰しない。

忠誠を助長する行為」は、政府の権限の領域内である。れようとも、悪いことである。だが、「良き市民性と国家的忠誠の告白を強制する行為」は、それがいかに弱く細く行わ

が差別的な方法で主張されるものでない限り、制限することが差別的な方法で主張されるものでない限り、制限することが選ぶ信条を告白してもよいし、それを確言し促進してもよい」という確信の下で、自分の生命を差し出した。自由な政制定への同意あるいは法の価値への信頼を前提としていない」という確信の下で、自分の生命を差し出した。自由な政い」という確信の下で、自分の生命を差し出した。自由な政い」という確信の下で、自分の生命を差し出した。自由な政い」という確信の下で、自分の生命を差し出した。自由な政い」という確信の下で、自分の生命を差し出した。自由な政い」という確信の下で、自分の生命を差し出した。自由な政いに関係するものであって、その内部が差別的な方法で主張されるものでない限り、制限することが選ぶ信条を告白してもよいし、法は大部分、強制に依存するとの政治的機関を通している。

ナ地区連邦地方裁判所) ジェルダン事件判決 (一九六三年八月二九日、アリゾ

[(生徒)国歌斉唱時の起立・斉唱拒否に関係する事例] Sheldon v. Fannin, 221 F.Supp. 766 (D.Ariz.,1963)

宗教上の理由で学校における国歌斉唱の際に起立しなかっ

ことは許されない、という原理に基づいていた」。

(資料)

アメリカ国旗宣誓・敬礼拒否、

国旗焼却事件等に関わる諸判決

(土屋

を発した。判決内容は次の通りである。めた訴訟で、連邦地方裁判所は原告の請求を認めて差止令状めた訴訟で、連邦地方裁判所は原告の請求を認めて差止令状ずれも「エホヴァの証人」信徒)が差止命令による救済を求に違反するとして、アリゾナ州の公立小学校の生徒と親(いたことによって停学処分にされたのは、連邦憲法修正第一条

主張する権利を原告に保障している」。
第一条は、起立への反対が宗教的信仰に基づくものであると第一条は、「表明される信仰または思想が合理的、分別の連邦憲法は、「表明される信仰を自由に表明することができる。でも自由に信仰し、その信仰を自由に表明することができる。でどんなに根拠がなく馬鹿げたものに思われようとも」、誰てどんなに根拠がなく馬鹿げたものに思われようとも」、誰てどんなに根拠がなく馬鹿げたものに思われようとも」、誰

おいてさえ、何らかの信条の不本意な表明を直接的に強いるまいてさえ、何らかの信条の不本意な表明を直接的に強いることを受け入れると、本件はバーネット事件連邦最高表は、国旗への忠誠の誓いを唱えるのを拒否したことで「エホヴァの証人」信徒を公立学校から放逐したのは憲とで「エホヴァの証人」信徒を公立学校から放逐したのは憲とで「エホヴァの証人」信徒を公立学校から放逐したのは憲とで「エホヴァの証人」信徒を公立学校から放逐したのは憲とで「エホヴァの証人」信徒を公立学校から放逐したのは憲とで「エホヴァの証人」に表示といるとを受け入れると、本件はバーネット事件連邦最高でいることを受け入れると、本件はバーネット事件連邦最高でいることを受け入れると、本件はバーネット事件連邦最高でいることを受け入れると、本件はバーネット事件連邦最高でいることを受け入れると、本件はバーネットを重接のに強いるとなる。

明らかに、州の利益はバーネット事件のほうが本件よりは明らかに、州の利益はバーネット事件のほうが本件よりは、明らかに、州の利益はバーネット事件のほうが本件よりは、明らかに、州の利益はバーネット事件のほうが本件よりは、好業」になると言ったほうがよい。

こいきこう。 うなるという実質的証拠もないので、終局的な差止令状をこうなるという実質的証拠もないのでもなかったし、また将来的にそを作に関わる生徒の行為は粗暴なものでも、学校の行為と

(4) ホウルデン事件判決(一九六六年一月二四日、ニュー(4) ホウルデン事件判決(一九六六年一月二四日、ニュー

beth, 216 A.2d 387(Sup.Ct.N.J.,1966)

. (生徒)国旗忠誠時の起立・宣誓拒否に関係する事例]

の親らが子供の復学を求めて提訴した。誓いを拒否したことで校長によって停学処分にされた。生徒ジェームズ・グレゴリー・ホウルデンらは、国旗への忠誠のニュージャージー州エリザベス市の公立小学校の四年生の

に国旗に全面的な敬意を示す。男子は頭の被いを取る」。 を復唱する」ことを要求し、こう規定していた。「敬礼と忠を復唱する」ことを要求し、こう規定していた。「敬礼と忠誠の誓いは、右手を胸に当ててなされなければならない。た誠の誓いは、右手を胸に当ててなされなければならない。ただし、このような誓い又は敬礼に対して良心上の疑念(con-だし、このような誓い又は敬礼に対して良心上の疑念(con-だし、このような誓い又は敬礼に対して良心上の疑念(con-に国旗に全面的な敬意を示す。男子は頭の被いを取る」。

解釈されるようには決して意図されていなかったし、また彼教育委員会側は、この免除規定は彼らの信仰を含むほど広くは基づく彼らの宗教上の教義に反する。よって、本件で子供に基づく彼らの宗教上の教義に反する。よって、本件で子供に基づく彼らの宗教上の教義に反する。よって、本件で子供に基づく彼らの宗教上の教義に反する。よって、本件で子供に基づく彼らの宗教上の教義に反する。よって、本件で子供いるが国旗への忠誠は全能なる神のアラーに向けられており、で、その唯一の忠誠は全能なる神のアラーに向けられており、で、その唯一の忠誠は全能なる神のアラーに向けられており、で、その唯一の忠誠は全能なる神のアラーに向けられており、

示した。 る、と反論した。ニュージャージー州最高裁は次のように判られ、彼らの「人種的な希求」と密接に織り合わされていらの信仰は、「宗教的に」と同じくらい「政治的に」動機づ

dictates of conscience)は個人的で心の奥底からくるもので 当法廷は、本件での子供らの復学を命じた州教育長官の裁定 疑念を主張する人々の信仰を含むのに十分広いものである」。 ない限り」、それらがいかに「不合理」に思われようとも、 福祉および安全に明白かつ現在の危険を与えるように作用し 釈と応用において多様である」。良心の命令は、「人々の平和、 身がお互いに異なっているように、良心の命令は個人的な解 社会道徳もしくは宗教教義によって導かれているが、人間自 あり、しばしば外からは測りがたい。それらは、往々にして、 ジャージー州法をこの広い射程内に入れる。良心の命令(the 示唆している。「良心上の疑念という用語の使用は、ニュー て、知性と精神のずっと広い領域にまで及ぶ」ということを を肯定する。 て保障が意図されている自由は、本件のように、「良心上の 審査を受けることはない。連邦と州の憲法および州法によっ 一条によって保障される自由は、 〔判旨〕バーネット事件において連邦最高裁は、「修正 特定の宗教上の信仰を越え

Tinker v. Des Moines Community School District. 393 U.S. 503 (1969)

(生徒)学校での抗議の意思表示の自由に関係する事

の禁止の差止命令と名目的損害賠償を求めて提訴した。から停学処分にされた。彼らとその親たちは、その懲戒処分意志表示のために黒腕章を着けて登校したことで、学校当局ティンカーたちは、一九六五年、ヴェトナム戦争への抗議のティンカーたちは、一九六五年、中学生のメアリー・ベス・クリストファー・エックハート、中学生のメアリー・ベス・アイオワ州の公立学校の高校生のジョン・F・ティンカー

生徒が「自由のボタン」を着けるのを禁止する規則を高校当(1966)」。この判決は、同年の連邦第五巡回区控訴裁判所の判決は、腕章のようなシンボルの着第五巡回区控訴裁判所の判決は、腕章のようなシンボルの着明は、学校運営における適切な紀律の要求に「物理的かつ実用は、学校運営における適切な紀律の要求に「物理的かつ実施的に干渉しない限り」、禁止されることはできず、よって、の同種の事件に対する判決は、院章のようなシンボルの着第一審の連邦地裁は、学校当局の行為は学校紀律の妨害を第一審の連邦地裁は、学校当局の行為は学校紀律の妨害を

局が生徒に強いるのは禁止されると命じていた(Burnside

v. Byars, 363 F.2 d 744 (1966))°

定された(383 F.2 d 988〔1967〕)。 が、票決が同数づつに割れた。結果として、第一審判決が肯本件の第二審の第八巡回区控訴裁判所は大法廷で審理した

裁判官とハーラン裁判官がそれぞれ反対意見を執筆した。裁判官、ホワイト裁判官の各補足意見が付された。ブラック法廷意見はフォータス裁判官が執筆し、これにステュワート連邦最高裁判所は、七対二で、生徒側勝訴の判決を出した。

〔法廷意見〕本件の状況での腕章着用は、その者たちによ

speech)」に近似していた。と我々が繰り返し判示してきた、あの「純粋な言論(pureと我々が繰り返し判示してきた、あの「純粋な言論(pureは、連邦憲法修正第一条下で包括的に保護される権利であるる現実的または潜在的な妨害行為と全く異なっていた。それ

する領域にある。

たで行うは、見行う事へのひしにいち行うとものでい、移修正第一条上の直接的で主要な権利に関わるものである。するものでもない。本件の問題は、「純粋な言論」に類似の撃的、妨害的な行為とか集団的デモンストレーションに関係はヘア・スタイルとか品行に関わるものではない。また、攻はヘア・スタイルとか品行に関わるものではない。また、攻はヘア・スタイルとか品行に関わるものではない。また、攻はヘア・スタイルとか品行に関わるものではない。また、攻は、生徒のスカートの長さとか衣服の種類とか、更に

こす可能性がある。マジョリティの意見からの変異はいかな 突したとかのいかなる証拠もない。よって、本件は、学校業 件には、原告が学校業務に実際に干渉したとかまたは干渉し こしたりする可能性がある。だが、我々がこのリスクを引き なる言葉も、 またはキャンパスで話される、他の人の見解から外れたいか るものも、恐れをかき立てる可能性がある。教室で、食堂で、 の懸念は、表現の自由の権利を負かすには不十分である。 かし、我々の制度の下では、特定化されない恐れまたは混乱 る混乱の恐れがあったので合理的であったと結論づけた。「し 務や他の生徒の権利を侵害する言論ないし行為とは関係ない。 ようとしたとか、あるいは原告の行為が他の生徒の権利と衝 かで受動的な意見表明を理由として原告の処罰を試みた。 対的な統制からの逸脱はいかなるものも、トラブルを引き起 第一審の連邦地裁は、学校当局の行為は、腕章の着用によ 学校当局は、原告の側からの混乱とか妨害を伴わない、 争論の発端となったり、もしくは混乱を引き起

由であり開放性である、と語っている」。リカ人の独立心と活力の基盤は、こうした危険を恐れない自較的に自由で、しばしば論争的な社会で成長し生活するアメた、我々の歴史は、我々の国民的強さの基盤であり、かつ比受けなければならないことを、我々の憲法は語っている」。「ま

たる腕章によって惹起されるかもしれない争論を回避しようためには、「その 禁止が、不人気の見解に常に伴う単なる不快さ、嫌悪以上の ものによってもたらされていることを立証できなければなら ない」。前記のバーンサイド事件の第五巡回区控訴裁判所が ない」。前記のバーンサイド事件の第五巡回区控訴裁判所が ない」。前記のバーンサイド事件の第五巡回区控訴裁判所が 支持されることはできない。本件では、連邦地裁はこのよう でを事実認定を何もしなかったし、当法廷の独自の記録審査に よっても、腕章の着用が実体的に学校の業務に干渉したり他 よっても、腕章の着用が実体的に学校の業務に干渉したり他 な事実認定を何もしなかったし、当法廷の独自の記録審査に な事実認定を何もしなかったし、当法廷の独自の記録審査に なっても、腕章の着用が実体的に学校の業務に干渉したり他 な事実認定を何もしなかったし、当法廷の独自の記録審査に よっても、腕章の着用が実体的に学校の業務に干渉したり他 な事実認定を何もしなかったし、当法廷の独自の記録審査に なっても、腕章の着用が実体的に学校の業務に干渉したり他 なっても、腕章の着用が実体的に学校の業務に干渉したり他 な事実認定を何もしなかったし、当法廷の独自の記録審査に なっても、腕章の着用がまることを予期する理由を学校当 の生徒の権利を侵害したりすることを予期する理由を学校当 のを表するとはできない。逆に、 学校当局の行為は、ヴェトナム戦争反対の「沈黙のシンボル 学校当局の行為は、ヴェトナム戦争反対の「沈黙のシンボル 学校当局の行為は、ヴェトナム戦争反対の「沈黙のシンボル とする緊急の願望に基づいていたように思われる」。

「我々の制度の下では、州運営の学校が全体主義の飛び地(enclaves of totalitarianism)であってはならない。学校(enclaves of totalitarianism)であってはならない。学校ならないのと同様に、州が尊重しなければならない基本的権ならないのと同様に、州が尊重しなければならない基本的権ならないのと同様に、州が尊重しなければならない基本的権ならないのと同様に、州が尊重しなければならない基本的権ならないのと同様に、州が尊重しなければならない基本的権ならないのと同様に、州が尊重しなければならない。生徒たちは、公的に認められた考えの表現のみに限定されてはなたちは、公的に認められた考えの表現のみを受け取る関回路の受取人に含されてはならない。言論を規制する憲法上の有効な理由を特に立証する自己とが欠けている場合は、生徒たちはその考えを表現する自己とが欠けている場合は、生徒たちはその考えを表現する自由を有する」。

あらゆるシンボルの着用の禁止を意図していなかった」。記

また、「学校当局は、政治的意味ないし論争的意味をもつ

トナム戦争のような論争的な問題についてさえ、自分の意見たり」、他人の権利を侵害したりすることがなければ、ヴェ連営において適切な紀律の要求に物理的かつ実体的に干渉し学校時間中、食堂とか運動場とかキャンパスとかで、「学校時間中、食堂とか運動場とかキャンパスとかで、「学校に出席するプロセスの不可避的な部分であるだけでなく、それはまするプロセスの用での人格的な相互交流」は、「学校に出席「生徒たちの間での人格的な相互交流」は、「学校に出席

原判決の破棄、差し戻しを命じる。 存在しているとは言えないであろう」。 た場所においてのみで行使され得るものであるならば、真にりな人に対する安全な避難所(a safe haven)として提供しりな人に対する安全な避難所(a safe haven)として提供し

を表現することができる。

高哉判所) 高哉判所) (一九六九年四月二一日、連邦最)

[(市民)抗議のための国旗侮蔑・焼却に関係する事例] Street v. New York, 394 U.S. 576 (1969)

ジェームズ・メレディスがミシシッピー州で狙撃されたこといていた被告人は、ニュース報道で公民権運動のリーダーの一九六六年、ブルックリンの自分のアパートでラジオを聴

起きるなら、アメリカ国旗はいらない」と話した。警官に質問された際、被告人は「あんなことがメレディスににマッチで火をつけた。その場面を数十人の公衆が見ていた。心要ない」と通行人にしゃべっているのを耳にした。また、小の国旗を引き出しから取り出して街角に持って行き、それリカ国旗を引き出しから取り出して街角に持って行き、それりカ国旗を引き出しから取り出して街角に掲揚していたアメを知った。被告人は、それまでは祝祭日に掲揚していたアメ

フォータス、ホワイトの各裁判官がそれぞれ反対意見を執筆フォータス、ホワイトの各裁判官がそれぞれ反対意見を執筆し、ウォーレン首席裁判官、ブラック、対四で、下級審の有罪判決を破棄、差し戻した。ハーラン裁も、被告人を執行猶予つきの有罪とした。連邦最高裁は、五毎蔑したり、汚損したり、冒涜したり、踏みつけたり、て、損壊したり、汚損したり、冒涜したり、踏みつけたり、ニューヨーク州刑法は、アメリカ国旗を公共の場所においニューヨーク州刑法は、アメリカ国旗を公共の場所におい

り損なったりすることは連邦憲法によって保護される表現ので不正確である。③抗議手段としてアメリカ国旗を破壊した文面上と適用上の両方で、過度に広範である。②当該法は、冒荒したり、侮蔑したりすることを犯罪としているがゆえに、あいまいをは、の意したり、侮蔑したりすることは次の三つの理由で違憲で被告人は、彼を有罪とすることは次の三つの理由で違憲で

慮する必要がないとした。国旗との関係での思想の自由、 本件に適用するのは違憲であると判断し、②③については考 すことだけで処罰することを認めているがゆえに、当該法を 該法はアメリカ国旗について挑戦的ないし侮蔑的な言葉を話 的に処罰することはできない。法廷意見は、①の観点で、 の自由についての法廷意見は次の通りである。 由を構成するので、ニューヨーク州はそうした行為を合憲 当 表

> 的唱導にすぎなかった。「連邦憲法修正第一四条は、 徴の一つを捨てるべきだという考えのいくらか興奮した公共

我々の

に促すようなものではなかった。それは、

合衆国が国

家的

た公衆は、道路または歩道の通行のじゃまをしなかったし、 と話しをしていた。被告人と燃えている国旗の周囲に集まっ 〔法廷意見〕被告人の逮捕時、 彼は道路の角に立って公衆

ような状況の下で、被告人を処罰することで助長されると考

無秩序でも人に脅威を与えるようなものでもなかった。この

ことで治安妨害を引き起こすような扇情的な言葉を被告人が えられる可能性がある「政府の利益」は四つある。①被告人 う利益。②挑発された他人が物理的に被告人に報復し、その が他人に不法な行為を言葉でそそのかすことを抑制するとい の言葉にショックを受けるかもしれない通行人の感情を保護 話すのを防ぐという利益。③アメリカ国旗についての被告人

ことで治安妨害を引き起こし得る』ような『喧嘩言葉』(一 も、被告人の言葉が、「『平均的な人間を報復へ挑発し、その するのを禁止している、ということは明白である」。 諸制度の平和的な変化の公共的唱導に対して州が刑事罰を課 それにもかかわらず、 ではなく、関係する国旗が我々自身の国旗であるからである。 らない。バーネット事件連邦最高裁判決はこう述べていた。 禁止され得ないことは、確固として定立されている」。 現は、それを聴く者の一部を不快にさせるという理由だけで については、「我々の憲法の下では、公共の場での思想の表 ほど本来的に扇情的なものではなかった。 九四二年のチャプリンスキー事件連邦最高裁判決)」である つき動かされるかもしれないということは考えられるけれど への敬意を示していないという理由も本件の有罪の根拠とな 「本件が困難なのは、それを解決する原理が曖昧であるから 最後に、被告人の言葉は、あらゆる市民に要求される国旗 次に、一部の聴衆が被告人の不敬な言葉を聴いて、 更に、通行人がショックを受けるかもしれないということ 知性的かつ精神的に多様であるという 報復に

保するという利益。しかし、これらのいずれの利益も、 するという利益。④被告人が国旗に当然の敬意を示すのを確

被告

自由

更には対立さえするという自由は社会組織を分解させ

人の有罪を憲法的に正当化しない。

(土屋

自由の実体が試されるのは、現存の秩序の核心に触れる事柄 事柄に限られない。そうしたことは、 を適用する。……他人と異なる自由は、たいして重要でな るであろう、という恐れを全くもたずに、我々は憲法の規制 自由の影にすぎない。

ついての意見を公共の場で表明する自由を包含している、と る自由」は、挑戦的で侮蔑的な意見を含めて、我々の国旗に および「現存の秩序の核心に触れる事柄について他人と異な よう強制してはならない、ということである」。 いうことを我々は疑わない。 憲法的に保障された「精神的に多様で、対立さえする自由」

において、何が正統であるかを定めることはできないし、 ショナリズム、宗教において、または見解に関わる他の問題 局者も ―― 上の地位であれ下の地位であれ ―― 、政治、ナ

あ

るいは市民に対してその信条を言葉や行為によって告白する

法上の星座に不動の星があるとすれば、それは、

いかなる当

について他人と異なる権利があるか否かである」。「我々の憲

その判決は支持されるとした。 告人を言論と国旗焼却の両方で有罪としたものであっても、 されるとし、ホワイト裁判官の反対意見は、原審の判決が被 てでなく、公共の場でアメリカ国旗を焼却したことで有罪と タス裁判官の反対意見はそれぞれ、被告人はその言論によっ |反対意見]ウォーレン首席裁判官、ブラック裁判官、フォ 1

> (7)フレイン事件判決(一九六九年一二月一〇日、 ヨーク東部地区連邦地方裁判所 <u>ニ</u>ュ

Frain v. Baron, 307 F.Supp. 27 (E.D.N.Y., 1969) (生徒)国旗忠誠時の起立・退室拒否に関係する事例

が併合審理されたものである。 処分にされた三名の生徒が復学を求めて提訴した二件の事件 を、連邦憲法修正第一条を根拠として拒否したことで、停学 本件は、 毎日の忠誠の誓いに際して教室から退室すること

このなかの「神の下に(under God)」という言葉は一九五 びそれが象徴する共和国すなわち全ての人に自由と正義をも 言葉はこうである。「私は、アメリカ合衆国の国旗に、およ である。訴訟当時のニューヨーク州の規則上の忠誠の誓いの ス・ベラミーによって創られ、一八九二年一〇月、「アメリ とになっていた。「この儀式の目的は、 る。同州の公立学校では、授業開始時に毎日、 四年に加えられ、この言葉を唱えることは誰でも免除され得 たらす、不可分の、神の下に一つの国家に、忠誠を誓います」。 カ発見四百年祭」でのシカゴ万国博覧会にて使用されたも 主義制度への忠誠を鼓舞することである」。 の誓いが唱えられ、それに続いて愛国歌の斉唱がなされるこ もともと「忠誠の誓い」はバプテスト派の牧師のフランシ 愛国主義および民主 国旗への忠誠

ラーは黒人の男子高校生である。 人の女子中学生であり、もう一件の原告のレイモンド・ミ 件の原告のメアリー・フレインとスーザン・ケラー は白

う言葉はアメリカでは本当ではないという信念で、忠誠の誓 下に」という言葉にも反対した。彼らは、自分たちが嘘と考 いを唱えることを拒否した。一人は無神論者であり、「神の 三人の原告は、「全ての人に自由と正義をもたらす」 とい

参加の権利」を主張しただけでなく、座ったままでいること 処罰である」と彼らは考えたのである。つまり、彼らは、「不 終了まで教室の外で立っていることも拒否した。というのも、 ることを拒否した。彼らはまた、教室から出て、その儀式の えることに参加することになるので、誓いの時間中に起立す 「教室からの排除は、憲法上の権利を行使したことに対する

によって「黙って抗議する権利」を主張したのである。

邦地方裁判所は次のような判決を出した。

択肢の一つを受け入れた。原告のミラーは、誓いの拒否の理 誓いの時間中、沈黙して着席していた生徒が多数いたが、こ 由を文書で学校当局に提出するように要求された。彼は、そ 中は黙って立っておくか、または教室の外に出るかという選 の生徒たちは、校長室に呼び出された後、忠誠の誓いの時間 原告のフレインとケラーの他にも、その学校には、忠誠の

> については、「全ての人に自由と正義をもたらす」は本当で よび正義を提供し、マイノリティの抑圧を終わらせ、 ないと私は思うので、嘘に対して誓いをすることを拒否する。 人々に向上のより大きな機会を与えなければならない。誓い 変化が必要であり、 誓いの儀式に参加しない生徒には退室を要求するという方 全ての人に対して、本当の平等、 黒人の

自

乱を造り出し得るので、 脅威(a real and present threat)』となり、"教育的に無謀 ことを認めることは、。紀律の維持にとって現実かつ現在の の高校の校長は、「忠誠の誓いの時間中に座ったままでいる れるべきでないと、私は信ずる」を述べていた。また、ミラー 針を採用した教育長は、「儀式の時間中に着席することは混 (foolhardy)』である」という宣誓供述書を出していた。連 いかなる生徒も着席することが許さ

ない」と判示した。しかし、バーネットもシェルダンも られた国旗の儀式に参加しない生徒の権利を確立した」。こ 肢も関係していた。この点で参考になるのは、ティンカー事 択は、参加か学校からの排除かのどちらかであった」。とこ 斉唱の際に起立を拒否することは学校からの排除を正当化 の判決の権威の下で、シェルダン事件で連邦地裁は、「国歌 [判旨]「バーネット事件連邦最高裁判決は、法的に命じ 本件では「教室に座ったままでいる権利」という選択

界で最も偉大な国であろうが、アメリカには一定の基本的な の文書のなかで次のように述べていた。アメリカはたぶん世

るには、それを正当化する立証責任が学校当局にあるとした。 カー事件判決は、学校当局が生徒の表現に特定の制約を課す 形態 ―― で停学にされることはできない」とした。ティン ために黒い腕章を着けること ―― 立学校の生徒は、ヴェトナムへのアメリカの関与に抗議する 件連邦最高裁判決(一九六九年)である。この判決は、「公 教室での沈黙の表現の一

を侵害したり混乱を引き起こしたりしたということを学校側 に選択された特定の形態の抗議が、物理的に他の生徒の権利 得する義務はない。「むしろ、座ったままでいるという原告 が当法廷を説得しなければならない」。 の選択肢の拒否が処罰を構成することを、原告が当法廷を説 ない。忠誠の誓いの時間中、教室から出るという学校側提示 きでないのかという説得力のある理由を学校側は提示してい ティンカー事件判決のアプローチがなぜ本件で使われるべ とができる」のである。 を混乱させたりしない限り、 生徒は、「物理的に他の生徒の権利を侵害したり、学校活動

自分の表現形態を自由に選ぶこ

言論の自由という権利は言葉の表現に限られるだけでなく、 立図書館での座り込みとの関係で、連邦最高裁はこう述べた。 裁判決の諸判決は、本件での原告の立場を支持している。公 「平和的で秩序ある方法で、抗議者がそこにいる権利をもつ 学校外における修正第一条の権利の行使に関わる連邦最高

> また、別の連邦最高裁判決は、修正第一条は「我々の国旗に ものである (Brown v. Louisiana, 383 U.S. 131 (1966)) ° 場所に、抗議の意味を込めて黙って居続ける権利」をも含む ついて自分の意見 ―― 挑戦的または侮蔑的な意見を含む ― (Street v. New York, 394 U.S. 576 (1969))° を公に表現する自由」を与えていると判示してい

引き受けなければならないことを我々の憲法は語っている」。 き起こしたりする可能性がある。だが、 たいかなる言葉も争論の発端となったり、もしくは混乱を引 堂で、またはキャンパスで話される、他の人の見解から外れ 引き起こす可能性がある。マジョリティの意見からの変異は ある。絶対的な統制からの逸脱はいかなるものもトラブルを たは混乱の懸念は、表現の自由の権利を負かすには不十分で 連邦最高裁判決はこう述べていた。「特定化されない恐れま 限する根拠から除外されてきた」。例えば、ティンカー事件 いかなるものも恐れをかき立てる可能性がある。教室で、食 「無秩序の恐れは、修正第一条の権利の平和的な行使を制 我々がこのリスクを

ては不十分である」。 第一条の保障内の表現に対する強制的な対応措置の根拠とし 他の生徒たちが忠誠の誓いをしない原告に加わったという 「教育上の観点または礼儀に訴えかけることもまた、修正

事実は、原告の抗議を妨害する正当な理由とはならない。「修

る。 正第一 条は、 効果のない抗議と同様に好結果の異議も保護す

きないと考えている多くの市民を憤激させている」。しかし、 のを拒否していることは、自分たちとは異なる主義に同意で かけた。「一部の宗教的セクトが国旗への忠誠の誓いをする うな事件に触発されてかき立てられる感情にこう注意を呼び 最近、ユニオン・カレッジのマーティン学長は、 本件のよ

のであるならば、真に存在しているとは言えないであろう」。 な避難所として提供した場所においてのみで行使され得るも もしその権利が、慈悲深い政府が風変わりな人に対する安全 ンカー事件で連邦最高裁が述べたように、「表現の自由は、 本件で停学の暫定的差止命令が容認される。

解表明を制限する根拠となる、と憲法は認めていない」。ティ 「こうした無秩序な反応が出てくるという恐れが平和的な見

ハノーヴァー事件判決(一九七〇年五月一日、コネティ

(8)

カット地区連邦地方裁判所

Hanover v. Northrup, 325 F.Supp.170 (D. Conn.,

1970)

地区教育委員会は新教育長の方針に沿って、「国旗への敬 [(教師)国旗忠誠時の起立・宣誓拒否に関係する事例]

> 性教師のハノーヴァーは、敬礼の儀式の際の「全ての人に自 なるべきである」という指示を各学校に出した。中学校の女 礼は幼稚園児から八年生までの毎日の授業開始儀式の一部

由と正義をもたらす」という言葉は本当の事実を述べていな

げて机に座ったままの姿勢を保っていた。教育長はハノー スをリードするよう配置した。その儀式の間、彼女は頭を下 否した。その拒否を「不服従」とみなして、教育長は彼女を ヴァーに儀式をリードするように命じたが、彼女はそれを拒

学校長に通知し、かつ生徒の一人に誓いの儀式についてクラ

いと考え、忠誠の誓いをリードし唱えるのを拒否することを

停職処分にした。教育委員会は教育長への不服従を唯一の根 を根拠に、契約打ち切りの禁止と復職を求めて提訴した。連 表現の自由および修正第一四条の適正な法手続きと平等保護 拠にして彼女との契約を打ち切った。彼女は、修正第一条の

学校における修正第一条の行使に対する保護の方法の拡大を 〔判旨〕最近の連邦最高裁と下級連邦裁判所の諸判決は、 邦地裁は次のような判決を出した。

権利を校門のところで打ち捨ててくる、と主張されることは 反映している。ティンカー事件連邦最高裁判決が述べるよう れかが、言論ないし表現の自由に対する自分たちの憲法上の は教師と生徒に利用されることができる。生徒か教師のいず に、「学校という特殊な環境のなかで適用される修正第一条

ほとんどできない」。

て社会の価値が設定されたり法が改良されたりすることを抑である。というのも、その権利の行使の制限は、議論を通しは、開放的で民主主義的な社会の保持にとって基本的なものうことは問題にならない。表現に関する修正第一条上の権利らない修正第一条によって保護される表現形態」であるといが拒否したことが、「職を失うという危険で禁止されてはなが担否したことが、「職を失うという危険で禁止されてはない。

言説が参照されなければならない。

言説が参照されなければならない。

言説が参照されなければならない。

言説が参照されなければならない。

言説が参照されなければならない。

言説が参照されなければならない。

制することになるからである。

為の結果として生徒に何も紀律上の問題がなかったという彼クラスをリードするように指示したという、および彼女の行の権利の干渉となったり否定になったりしたという示唆は何したという示唆、あるいは彼女の行為が他の教師または生徒したという示唆、あるいは彼女の行為が学校活動の混乱をもたら本件では、ハノーヴァーの行為が学校活動の混乱をもたら

女の証言は否定され得ない。

原告との契約の打ち切りの禁止と原告の復職が暫定的に命同様に好結果の異議も保護する」からである。

じられる。

南部地区連邦地方裁判所) (一九七○年六月二六日、フロリダ

Banks v. Board of Public Instruction of Dad County,314 F.Supp. 285(S.D.Fla.,1970)

[(生徒)国旗忠誠時の起立・宣誓拒否に関係する事例]

起した。この規則には、「宗教上ないし他の個人的な深い信正第一条の言論・表現の自由条項に違反するとして訴訟を提規則が、連邦憲法修正第一四条を通して各州に適用される修規則が、連邦憲法修正第一四条を通して各州に適用される修および国歌に関する指導要領」というタイトルの教育委員会および国歌に関する指導要領」というタイトルの教育委員会がよび国歌に基づいて停起立するのを拒否したことで、教育委員会規則に基づいて停起立するのを拒否した、一次を持つの高校生のアンドリュー・ロバー学処分にされている。

目的 ま起立する」という規定があった。被告の同州デイド郡公教 要求することには満たされるべき「やむにやまれない政府の 由の行使に当たらず、かつ誓いの間、学生に起立するように 育委員会の側は、 念で国旗への敬礼と忠誠の誓いに参加しない学生は黙ったま (a compelling governmental purpose)」があると反 原告の起立拒否は憲法上の言論・表現の自

た上で次にように論じ、原告の主張を認めた。 〔判旨〕誓いの儀式に際して起立を拒否した原告の行為は

三年)とティンカー事件判決(一九六九年)の要点を引用 論した。判決は、連邦最高裁のバーネット事件判決(一九四

彼の宗教的信仰と政治的意見の表明を構成する。原告はユニ 第一条上の権利を全面的に表出する権利は、忠誠の誓いに際 テリアン派の信徒であり、「単一世界」政府が世界平和にとっ 不敬を表すことまで含めて、 して起立と参加を拒否することによって我々の国旗と国家に な信念に基づいていると主張する権利を原告に保障している。 条は、儀式に際して彼が起立を拒否するのは宗教的、 行為は教育過程でなんら混乱をも起こさなかった。修正第一 人抑圧に対する抗議であると証言している。さらに、原告の て必要であると信じており、また起立の拒否は合衆国での黒 「他と意見が異なる権利、 自己の意見を表明する権利、修正 停学処分を課すことで抑圧され 政治的

> ある」。 る 論・表現の自由の保障と直接的に衝突しているのは明らかで 法修正第一四条を通して各州に適用される修正第一 同規則は憲法違反であるので、その執行は禁止され 条の言

(10)アリーランド州控訴裁判所 ランドクィスト事件判決(一九七一年六月 74 耳 メ

1971)State of Maryland v. Lundquist, 262 Md. 534 (Md.,

[(教師・ 4 徒 国旗忠誠時の起立 宣誓拒否に関

それらの法令は州と連邦の裁判所で支持されてきた。メア なったが、一九四三年のバーネット事件連邦最高裁判決まで、 がこれに追随したが、メアリーランド州が学校での忠誠の誓 戦争(米西戦争)に触発されたものである。その後、 国旗忠誠に関係する各州の法令はいくたびか訴訟の対象と した最初の州であったが、この制定はアメリカ=イスパニア ク州は、一八九八年に忠誠の誓いを教育法上の義務的要求に いを義務化したのは第一次世界大戦時の一九一八年である。 ○○年祭の一八九二年まで考え出されなかった。ニューヨー 国旗への忠誠の誓いは、コロンブスのアメリカ「発見」 他の州 79

てはならない」。よって、本件の教育委員会規則が「連邦憲

りーランド州では、一九七○年の本件訴訟が最初のものでありーランド州では、一九七○年の本件訴訟が最初のものであ

原告のオーガスト・ルター・ランドクィストは公立高校の原告のオーガスト・ルター・ランドクィストは別の公立高校に通学していた。父のランドクィストは、「宗教上の理由でなく、、良心(good conscience)、ゆえに、強制的な国旗敬礼儀式に従事することを拒否」し、ゆえに、強制的な国旗敬礼儀式に従事することを拒否」し、ゆうに、強制の公司旗敬礼儀式に従事することができないがによって、彼のクラスに愛国主義を強いることができないがによって、彼のクラスに愛国主義を強いることができないがによって、彼のクラスに愛国主義を強いることができないが、場合に、原告のオーガスト・ルター・ランドクィストは公立高校の原告のオーガスト・ルター・ランドクィストは公立高校の原告のオーガスト・ルター・ランドクィストは公立高校の原告のオーガスト・ルター・ランドクィストは公立高校の

示した。 京した。 空が選判所はこれを支持し、次のように判 連邦憲法の修正第一条と修正第一四条に違反するという宣言 最高裁判決に依拠してメアリーランド州の「国旗敬礼」法は 第一審の巡回裁判所は、一九七○年、バーネット事件連邦

に依拠した。

とした。我々の見解でも、バーネット判決は明白に修正第一判決は主に言論の自由を根拠としていたので本件を支配するこれに対して、第一審判決はたいへん思慮深く、バーネット根拠に基づくものであるので本件を支配しないと主張したが、〔判旨〕メアリーランド州側は、バーネット判決は宗教的テした。

来るのではないということを論証するためにバーネット判決表下の言論の自由に基づいており、よって当法廷を拘束する。とは学校の規則で禁止されることはできないと結論づけくことは学校の裁別で禁止されることはできないと結論づけくことは学校の裁別で禁止されることはできないと結論づけくことは学校の裁別で禁止されることはできないと結論づけくことは学校の裁別で禁止されることはできないと結論づけくことは学校の裁別で禁止されることはできないと結論づけくことは学校の規則で禁止されることはできないと結論づけくことは学校の規則で禁止されることはできないと結論づけくことは学校の裁別で禁止されることはできないと結論づけくことは学校の規則で禁止されることはできないということを論証するためにバーネット判決を担いており、よって当法廷を拘束する。

あり、よって無効である。 を妨害という事実に関わる争点を提起していない。メアリーな妨害という事実に関わる争点を提起していない。メアリーな妨害という事実に関わる争点を提起していない。メアリーなが害という事実に関わる争点を提起していない。メアリーな妨害という事実に関わる争点を担合している。

二巡回区控訴裁判所) ニュニモー 月一四日、連邦第

Russo v. Central School District No.1, 469 F.2 d

(教師)国旗忠誠時の宣誓・敬礼拒否に関係する事例]

に加わることを拒否したことで免職されたことが連邦憲法修 正第一条に違反するか否かの事件である。 本件は、公立高校の美術の教師が学校での国旗敬礼の儀式

ニューヨーク州のヘンリエッタの教育委員会に見習い美術

することがニューヨーク州の教育法によって要求されていた て、連邦と州の憲法を擁護することを確認する宣誓書に署名

月一日、地元のスペリー高校に配属された。雇用の条件とし

教師として採用されたスーザン・ラッソーは、一九六九年九

年が始まってまもなく、「忠誠の誓い」が毎日、 ので、彼女は留保なしにその宣誓書に署名した。九月に新学 および「全ての生徒と教職員は国旗に敬礼するように期待さ 唱えられ、

れる」という通知が学校の掲示板に発表された。 ラッソーは、美術教師としての職務に加えて、ホームルー

当てられた。これに、 として配置された。 ム担当と一四〜一六歳の生徒二○〜二五人の指導監督を割り 経験者のキャサリン・アダムズが上司

アダムズは毎朝、 ラッソーはそうしなかった。  $\mathbf{x}$ |旗に敬礼し忠誠の誓いを唱えたけれど 出勤の最初の日から、

> ということであった。このため、彼女は、誓いの言葉を口に 正義」という言葉はアメリカの生活の特性を反映していない なかった。彼女の信念は、誓いのなかの「全ての人に自由と 女の行為の結果として教室に混乱が生じたとかの証拠は何も 女が生徒にもそうするように影響を与えようとしたとか、彼 彼女は敬意を払い、気をつけの姿勢でただ起立していた。彼 を唱える時間がくると、ラッソーは起立して国旗に顔を向 誓いを唱えることも国旗に敬礼することもしなかった。

することは偽善の行為であると感じていた。 ラッソーは、九月の新学年の最初から誓いを唱えることを

に敬礼していないことを学校長に通報した。四月一九日の朝、 期まで学校当局の注意を引かなかった。むしろ、彼女の授業 学校長はラッソーの教室に入り、誓いが行われている間、ラッ ろが、四月のある時期、一部の生徒と親が、ラッソーが国旗 はあらゆる点で好ましいと学校当局に評価されていた。とこ していなかったが、彼女の行為は一九七○年の四月のある時

ないのは個人的な良心の問題であることを付け加えた。 は先述の理由を述べるとともに、宣誓と国旗敬礼をする気が 室に呼び出され、その行為を説明するように質された。彼女 ソーが沈黙して起立しているのを見た。翌日、彼女は学校長

を受けたのは偶然ではなかった。その数カ月前から、 九七〇年の春に学校当局がラッソーの行為について通報 国旗敬

(資料)

用の任命は更新されるべきでないと教育長に勧告するつもり用の任命は更新されるべきでないと教育長に勧告するつもりに出された教育委員会の指示は、全ての生徒は誓いに別二日に出された教育委員会の指示は、全ての生徒は誓いに別二日に出された教育委員会の指示は、全ての生徒は誓いに利二日に出された教育委員会の指示は、全ての生徒は誓いに礼の規則がヘンリエッタの町で論議の対象になっていた。二礼の規則がヘンリエッタの町で論議の対象になっていた。二礼の規則がヘンリエッタの町で論議の対象になっていた。二

理由を示さずに免職にした。

理由を示さずに免職にした。ラッソーは辞職を拒否した。

東京では、現方の雇用を六月三○日付けで打ち切るようるべきでなく、彼女の雇用を六月三○日付けで打ち切るようる生徒はすべて、敬意を払い黙って起立することを要求するを走徒はすべて、敬意を払い黙って起立することを要求すると述べて、理由説明を拒絶した。ラッソーは辞職を拒否した。

つ修正第一四条上の法の適正な手続きを否定しているとして、ラッソーは、この免職は修正第一条上の権利を侵害し、か

誠の誓いへの参加の拒否」、⑤「彼女の全ての職務を果たす課程を教えることを拒否したこと」、③「協調の欠如」、④「忠決は、ラッソーの仮採用は以下の理由で打ち切られたとした。決は、ラッソーの仮採用は以下の理由で打ち切られたとした。の事をと結論のみでラッソーの訴えを棄却した。つまり、この判定と結論のみでラッソーの訴えを棄却した。つまり、この判定と結論のみでラッソーの訴えを棄却した。つまり、この判定と結論の表示が表別では、簡単な事実認復職、未払給料の支払、損害賠償を求めて提訴した。

地裁の事実認定は「明白に誤っている」と考える。ものでない限り、当法廷を拘束するが、我々は、④を除いて、〔判旨〕地方裁判所による事実認定は「明白に誤っている」これに対して、控訴裁判所は次のような判決を出した。

巻き込ませたこと」。

のをしなかったこと」、⑥「彼女と学校との衝突に生徒会を

であると彼女に告げた。彼女はその理由を尋ねたが、学校長

は見習い教師の扱いについて彼の処置を説明する義務はない

とである。結局は④が免職の唯一の理由であったということとである。結局は④が免職の唯一の理由であったということ出てくるものであり、また⑤には、ある件を報告しなかったると、これも免職の理由にならない。①③⑤は④との関係でると、これも免職の理由にならない。①③⑤は④との関係でると、これも免職の理由にならない。①③⑤は④との関係でると、これも免職の理由にならない。②は美術科の課程を教える意思のないことをラッソーが述べたことである。結局は④が免職の唯一の理由であったということとである。結局は④が免職の唯一の理由であったということとである。結局は④が免職の唯一の理由であったということとである。結局は④が免職の唯一の理由であったということと関係があるが、これは「とないのであり、これは「という」ということとである。結局は④が免職の唯一の理由であったということとである。結局は「という」ということとである。

になる。以下、この問題を検討する。

権利を縮減するのかどうかが問われている。 もし本件が教師でなく生徒の権利に関係するものであるな を試、我々はそれをバーネット事件の連邦最高裁判決を参照 の強い精神を形成・指導するために教師が自主的に引き受け では我々は、教育委員会の方針に沿って生徒の柔順で感受性 するだけで処理することできるかもしれない。しかし、本件 らば、我々はそれをバーネット事件の連邦最高裁判決を参照 らば、我々はそれをバーネット事件の連邦最高裁判決を参照 らば、我々はそれをバーネット事件の連邦最高裁判決を参照 がは、またの権利に関係するものであるな

学校で黒い腕章を着用することによって、ヴェトナム戦争学校で黒い腕章を着用することによって、ヴェトナム戦争学校で黒い腕章を着用することによって、ヴェトナム戦争学校で黒い腕章を着用することによって、ヴェトナム戦争学校で黒い腕章を着用することによって、ヴェトナム戦争が高ことを強いられるべきでないとしたが、これは教師にもな当する。生徒も教師も「言論または表現の自由への憲法上の権利を校門のところで捨てる」ことはしないというティンの権利を校門のところで捨てる」ことはしないというティンカー判決の教示は、我々の手引きである。

る分野では規定上の「精密さ(precision)」が必要とされる合分野では規定上の「精密さ(precision)」が必要とされる分野では規定上の「精密さ(precision)」が必要とされる分野では規定上の「精密さ(precision)」が必要とされる分野では規定上の「精密さ(precision)」が必要とされる分野では規定上の「精密さ(precision)」が必要とされる分野では規定上の「精密さ(precision)」が必要とされる分野では規定上の「精密さ(precision)」が必要とされるの種の「精密さ」と「より制限的でない(less restrictive)」の種の「精密さ」と「より制限的でない(less restrictive)」が果が顕著に欠けており、よって、修正第一条によって要求の種の「精密さ」と「より制限的でない(less restrictive)」が必要とされる。

彼女の参加無しでも、十分に満たされていたことは明らかでのプログラムを維持する州の利益は、ラッソーのクラスでは、ログラムに加わっていたことを記録は示している。国旗敬礼上級教師のアダムズの有能な指導下で、毎日、国旗敬礼のプ徒が誓いを唱えるのを妨害しようともしなかった。クラスは

ことで免職されるべきでないという我々の判断にもかかわららない。我々はまた、ラッソーが国旗忠誠の誓いを拒否した行ったことで免職が指示される場合、その免職は有効とはな事実上、本件のように、教師が憲法上、保護される活動を

ある。

的利益を有する。だが、「我々の最も貴重な自由」に密着す

学校側も国旗敬礼プログラムを維持することに対する実質

(土屋

イムズ事件判決で述べられたように、「呼吸をする空間」をとを、我々は認識しなければならない。表現の自由は、ジェ分にとって不快なものであっても、保護を要求するというこでいるがゆえに、言論の自由の貴重な権利は、その言論が自憲法上の権利のうちで最も重要なものであると位置づけられず、彼女の考えを共有しない。しかし、修正第一条は我々のず、彼女の考えを共有しない。しかし、修正第一条は我々の

ある市民 ――」の忠誠を非難すべきではない。 やいのと同様に、我々は、「誓いを拒否したことだけで市民 ―いのと同様に、我々は、「誓いを唱える市民」を賞賛すべきでな我々は、「信念も意味もなしに、また心に別のことを考えて、我々は、「信念も意味もなしに、また心に別のことを考えて、必要とする。「強制される愛国主義は、強制される忠誠がま必要とする。「強制される愛国主義は、強制される忠誠がま

いうのが我々の結論である」。発言する権利と同様に、修正第一条上の保護の一部であるとでいる権利は、沈黙するようにという不法な要求を前にしてでいる権利は、沈黙するようにという不法な要求を前にして黙ったまま

よって、第一審判決は破棄、差し戻される。

(12)

ゲーツ事件判決(一九七三年四月一九日、

連邦第二巡

Goetz v. Ansell,477 F.2d 636 (2d Cir.,1973)

立の行為それ自体が誓いの一部であった」。ニューヨーク州

回区控訴裁判所

[(生徒)国旗忠誠時の起立・退室拒否に関係する事例

停学処分にされた。彼は復学を求めて提訴した。 信舎衆国の全ての人には自由と正義は存在しない」と信じる できるかの選択をゲーツに提示した。ゲーツは、彼には静か立するかの選択をゲーツに提示した。ゲーツは、彼には静か立するかの儀式の時間中、教室を出るかまたは沈黙して起側は、誓いの儀式の時間中、教室を出るかまたは沈黙して起い、当時では、 できたの人には自由と正義は存在しない」と信じるに着席したままでいる修正第一条上の権利があると主張し、 がゆえに、忠誠の誓いに参加するのを拒否したところ、学校 に着席したままでいる修正第一条上の権利があると主張し、 できたい。

て、本件を実体的に審理した。訴裁判所は、ゲーツは行政上の救済手段を尽くしているとしまの救済手段を尽くしていないとして、請求を棄却した。控上の救済手段を尽くしていないとして、請求を棄却した。控制のニューヨーク北部地区連邦地裁は、ゲーツが行政

よう強制してはならないと繰り返していた。本件では、「起それで、生徒が「言葉または行為によって」忠誠を肯定するとは確かである。だが、バーネット事件での連邦最高裁は、とは確かである。だが、バーネット事件での連邦最高裁は、とは確かである。だが、バーネット事件での連邦最高裁は、とは確かである。だが、バーネット事件での連邦最高裁は、といいであることとか ―― を要求する可能性に気付いており、膝を屈めることとか ―― を要求する可能性に気付いており、

して強制されることができない行為であり、誓いそのものとされた沈黙して起立するという選択肢は、彼の深い信念に反年のバンクス事件連邦地裁判決)。したがって、原告に提示の発声と同様に、受容と敬意の表象行為である」(一九七○の規則はそう規定している。起立は「敬礼または誓いの言葉の規則はそう規定している。

告のその動機がいかに善意からのものであろうとも、処罰と誓いが行われている間、退室するように要求することは、被とすれば、州は不参加を処罰することはできない。そして、と指摘する。だが、「もし州が誓いへの参加を強制できない被告はまた、原告は教室を出るという選択肢をもっていた

同じく、要求することはできない。

ンカー判決は物理的に授業を妨害したり、実質的な混乱や他ことを認めながらも、他の生徒も権利をもっており、かつティ沿って、原告が誓いに参加しない修正第一条上の権利をもつ被告は、連邦最高裁のバーネット判決とティンカー判決に

人の権利の侵害を伴ったりする行為は保護しないと主張する。

同じ効果をもつと一部の人に考えられてももっともである」。

護されなければならない。第一審判決は破棄される。する原告の抵抗を共有しないが、原告による信念の保持は保いかなる証拠もない。我々は、この国へ忠誠を誓うことに対しない。本件では、授業の妨害、混乱、他人の権利の侵害のこの主張はまともであるが、本件の事実はその適用を正当化

[資料]

アメリカ国旗宣誓・敬礼拒否、

国旗焼却事件等に関わる諸判決

(土屋

高裁判所) 高裁判所) 「カーグェン事件判決(一九七四年三月二五日、連邦最

[ (市民) 国旗侮蔑に関係する事例]

Court)によって有罪とされた。 いさな布のアメリカ国旗を尻のところに縫い付けたズボントさな布のアメリカ国旗を尻のところに縫い付けたズボントで、同州の各裁判所(the Worcester County とッツ州法の下で、同州の各裁判所(the Worcester County Court)によって有罪とされた。

連邦第一巡回区控訴裁判所もこれを肯定した。れないほど漠然としているという理由で、被告人を釈放した。条の下で過度に広範であり、また修正第一四条の下で許容さ邦地方裁判所は、当該州法の侮蔑条項は、連邦憲法修正第一越告人への人身保護令状を認めたマサチューセッツ地区連

官が加わった)。 官が加わった)。 を付した。ブラックマン裁判官とレーンクィスト裁判官がそを付した。ブラックマン裁判官とレーンクィスト裁判官が補足意見パウエル裁判官が執筆し、これにホワイト裁判官が補足意見に連邦最高裁判所は六対三で原判決を肯定した。法廷意見は

本件は、州法の国旗侮蔑条項に関わるものであるが、被告

体は争点とはならなかった。なかったことにもより、より本質的な国旗侮蔑の問題それ自人の行為には国旗への抗議の意味が込められていたものでは

裁判所) 裁判所) (一九七四年六月二五日、連邦最高

[(市民)国旗侮蔑に関係する事例] [(市民)国旗侮蔑に関係する事例]

州立ケント大学の四人の学生がカンボジア侵攻反対デモの最 窓からたらしていたことで逮捕された。被告人の行為は、 アメリカ国旗の両面に張り付けて、それを自分のアパートの 判所はこの有罪判決を破棄したが、 物が付されたり重ねられたりしている国旗の展示を禁止して ントン州の第一審裁判所は、 中に州兵に射殺された事件)に抗議するためであった。 ンボジア侵攻およびケント州立大学での殺害事件(オハイオ いるワシントン州法の下で、 被告人は、テープで作ったピース・シンボルを本人所有 図形、 被告人を有罪にした。 シンボルまたは他の有形 州最高裁判所は再び有罪 州控訴裁 ワシ カ  $\ddot{o}$ 

棄した。五人の裁判官による匿名意見(法廷意見)の他に、連邦最高裁判所は六対三で、州最高裁判所の有罪判決を破

判決を出した。

ト裁判官が加わる)がそれぞれ反対意見を執筆した。レーンクィスト裁判官(これにバーガー首席裁判官、ホワイダグラス裁判官の補足意見がある。バーガー首席裁判官と

(法廷意見) 当法廷はこれまで何十年も、国旗使用の意思 「思想を伝えるのに素朴だが効果的な方法」および「心から 「象徴的表現」の一形態である。本件の記録において、被告 「象徴的表現」の一形態である。本件の記録において、被告 「象徴的表現」の一形態である。本件の記録において、被告 「象徴的表現」の一形態である。本件の記録において、被告 「象徴的表現」の一形態である。本件の記録において、被告 「象徴的表現」の一形態である。本件の記録において、被告 「象徴的表現」の一形態である。本件の記録において、 「思想を伝えるのに素朴だが効果的な方法」および「心から において、 において、

更に、本件は無分別なニヒリズムの行為ではなかった。それう主意に大多数の市民が気付かないということは考え難いる、逆さまにたらされた国旗は、奇妙な行動と同じように解劇とほとんど同時的であった。ピース・シンボルが付けられて、逆さまにたらされた国旗は、奇妙な行動と同じように解劇とほとんど同時的であった。ピース・シンボルが付けられて、逆さまにたらされた国旗は、奇妙な行動と同じように解劇とほとんど同時的であった。ピース・シンボルが付けられた、逆さまにたらされた国旗は、奇妙な行動と同じように解劇とほとんど同時的であった。ピース・シンボルが言いた。本件では、ナム戦争についての明確なメッセージを伝えた。本件は無分別なニヒリズムの行為ではなかった。それり主意に大多数の市民が気付かないということは考え難い。

とすれば、我々はここで、行動による思想の表現に対するジが、それを見た人々に理解される可能性は大きかった。被告人の苦悶の鋭い表現であった。特定のメッセージを伝えは、当時のアメリカ政府の国内的、国際的な所業についてのは、当時のアメリカ政府の国内的、国際的な所業についての

起きてハと。よって、伐々は、本牛の訴追を正当化するためが一定の管理権をもつ環境においてではなく、私有財産上で訴追の事件に対面していることになる。その上、行動は、州

に州当局に提示されている利益を特別の注意でもって審理し起きていた。よって、我々は、本件の訴追を正当化するため

なければならない。

州の利益」を簡潔に審理すると、まず最初の利益は「治

としたという利益」についても肯定することができない。ス全く支持されない。次に、州が「通行人の感情を保護しよう安妨害の防止」である。しかし、本件では、記録上、これは

を不快にさせるという理由だけで禁止されてはならない、との下では、公共の場での思想の表現は、それを聴く者の一部トリート事件連邦最高裁判決が述べたように、「我々の憲法

;…。 た。不快に感じた者は、その展示から容易に避けることがでた。不快に感じた者は、その展示から容易に避けることができた。 被告人は、自分の考えを「囚われの聴衆」に押しつけなかっ いうことは確固として定立されている」。その上、本件での

**更に、「我々の国家の純粋なシンボルとしての国旗を維持** 

保証と誤って受け取られる危険がある――のを防止しようのシンボルと特定の製品または観点との結合が、政府によるの利益は、「あがめられている国家的シンボルが個人とか利見が本質的にはそのアプローチを採用している。思うに、こ見。を質的にはそのアプローチを採用している。思うに、こ主張だけしていた。本件でのレーンクィスト裁判官の反対意主張だけしていた。本件でのレーンクィスト裁判官の反対意主張だけしていた。本件でのレーンクィスト裁判官の反対意

カ人 ――の奉仕・犠牲・勇気のシンボルである」。国旗はア続する国家を建設し防衛するために共に参加してきたアメリメリカ人 ―― 平時と戦時において、自治と個人的自由が存我々の国の歴史への誇りのシンボルであり、そして無数のア「大多数の者にとって、国旗は愛国主義のシンボルであり、

メリカの統一性と多様性の両方を外に表している。

しかし、

「他の者にとって、国旗は様々な程度で、異なった意味をも

は、その利益は、「シンボルとしての国旗の普遍的性格に基とする努力」として考えられているのかもしれない。あるい

づいている」と主張されているのかもしれない。

(バーネット事件連邦最高裁判決)」。我々はみな、我々の国するが、他方の人の嘲笑であったり、侮蔑であったりする』取る。それは、一方の人の慰安であったり、神威であったりつ。『人はシンボルから、自分がそれに注ぎ込む意味を受け

家的シンボルから何かを引き出すと言ってもよい。というの

アメリカ国旗宣誓・敬礼拒否、国旗焼却事件等に関わる諸判決(土屋)

ことができるからである。も、、そのシンボルは「意味のスペクトル」を同時的に伝える

理解されやすく、修正第一条の保障の範囲内にある。地告人の行為が、それを見る者に、政府が彼の見解を認めていると誤解させる危険性は何もない。被告人は神聖冒流に損傷したり破壊したりしたわけではない。被告人は神聖冒流とで下で訴追されているわけでなく、また彼は国旗を恒久的めていると誤解させる危険性は何もない。被告人は神聖冒流と限示したのである。その上、彼のメッセージは直接的で、要解されやすく、修正第一条の保障の範囲内にある。

る一。そして究極的には人民のコモン・センスに任されるべきであそして究極的には人民のコモン・センスに任されるべきかは、各州に、ルとしての国旗がどのように保護されるべきかは、各州に、[反対意見(バーガー首席裁判官)]「国民的統一のシンボ

例えば、ハルター事件で、当法廷は次のように述べていた明ではなく、以前から当法廷によって敬意が払われてきた。らしい無頓着さで扱っているけれども、その利益は最近の発持することである」。法廷意見は、この重要な利益をわざとなく、国旗を『国家性と統一性の重要なシンボル』として維利益の本質は、『国旗の物理的保全』を維持することだけで利益の本質は、『国旗の物理的保全』を維持することだけで

(Halter v. Nebraska, 205 U.S. 34 [1907])。「問題の州法は、明らかに、ネブラスカ州の人民の間に愛国感情を培養すは、明らかに、ネブラスカ州の人民の間に愛国感情を培養すは、明らかに、ネブラスカ州の人民の間に愛国感情を培養すは、明らかに、ネブラスカ州の人民の間に愛国感情を培養するあらゆる法的子段において、我々は、その目的のための立法において、州が職務を誤ったとか、誰かの憲法上のめずるあらゆる法的子段において、それを選ぶ職務は各州に関するあらゆる法的子段において、それを選ぶ職務は各州に関するありによって、日間の人民の間に受国を持ているということは、合理的に肯定され得る」。「問題の州法

他方で、州が国旗の性質を維持する上で有効な利益をもっているという事実は、もちろん、それを強制することができることができるあらゆる手段を州が採ることができることができまた州は、この国の政策や思想の批判を処罰することができまた州は、この国の政策や思想の批判を処罰することができない。一世に国旗を引きることができないのと同様に、国旗の批判を処罰することはできない。しかし、本件の州法は、の批判を処罰することはできない。しかし、本件の州法は、の批判を処罰することはできない。しかし、本件の州法は、の批判を処罰することはできない。

判所) りょう (一九七七年四月二〇日、連邦最高裁)

[(市民)州の標語の拒否に関係する事例]

文字を乗用車のナンバープレート上に浮き出しにするように ある「自由か、しからずんば死か(Live Free or Die)」の ニューハンプシャー州法は、一九六九年以来、州の標語で

要求し、その標語を覆い隠すことを軽罪としていた。「エホ

を拒否したことで一五日間、拘置された。その後、メイナー 上の標語を覆い隠した。メイナードは、州裁判所によって当 その標語を自分たちの道徳的、宗教的、政治的信念に合わな ヴァの証人」信徒である被上訴人のメイナードとその妻は、 済を求めて、連邦地裁に提訴した。連邦地裁は、ナンバープ ドは当該州法の執行に対する差止命令による救済と宣言的救 該州法違反で、三回にわたって有罪とされ、かつ罰金の支払 いと考え、自分たちの共同所有の乗用車のナンバープレート レート上の標語を覆い隠すことで、将来にわたって被上訴人

ガー首席裁判官が法廷意見を執筆し、ホワイト裁判官が 反対意見を、レーンクィスト裁判官が反対意見を執筆した。 連邦最高裁は六対三で、連邦地裁の判決を確認した。 バー

連邦最高裁判所に直接上訴された。

を州が逮捕、訴追することを禁止する判決を出した。本件は、

が、本件を「象徴的言論」の問題とするよりもっと適切な根 を覆い隠す行為を「象徴的言論(symbolic speech)」とした 〔法廷意見〕連邦地裁は、ナンバープレート上の州の標語

アメリカ国旗宣誓・敬礼拒否、

国旗焼却事件等に関わる諸判決

(土屋

に出ている。「私は、道徳的、 的に要求できるのかどうか、ということである。そうできな よって、そのメッセージの流布に加わるよう州が個人に合憲 は、イデオロギー的なメッセージを私有財産上に示すことに 強制されることを拒否する」。ここで我々が直面しているの いれないと考えているスローガンを宣伝するよう州によって いと我々は判断する。 倫理的、 宗教的、 政治的に

拠づけがある。それは、メイナードの次のような証言のなか

るのを拒否する権利も保障する。話す権利と話さない権利は、 を守る制度はまた、他方で同時に、このような理念を助長す 照)。「宗教的、政治的、イデオロギー的な主義を広める権 ネット事件連邦最高裁の法廷意見とマーフィ補足意見を参 は、自由に話す権利と全く話さない権利の両方を含む」(バー れる思想の自由の権利(the right of freedom of thought) 「州の行為に対抗して連邦憲法修正第一条によって保護さ

行為よりも、個人の自由に対するいっそう重大な侵害を含ん は、ナンバープレート上に州の標語をつけるという受身的な 主題であった。「国旗敬礼という積極的な行為を強いること 表する儀式に生徒が参加するように要求する州法の合憲性が バーネット事件では、言葉と身振りの両方で国旗に敬意を 義の概念の相互補完的な要素である」。

『個人の精神の自由(individual freedom of mind)』の広

目的である知性と精神の領域を侵害している」。

州は、あらゆる公的コントロールから守るのが修正第一条の州は、あらゆる公的コントロールから守るのが修正第一条のいて、バーネット事件と同じように、我々は、「日常生活のいて、バーネット事件と同じように、我々は、「日常生活のいて、バーネット事件と同じように、我々は、「日常生活のいて、バーネット事件と同じように、我々は、「日常生活のいて、バーネット事件と同じように、我々は、「日常生活のいて、バーネット事件と同じように、我々は、「日常生活のいて、バーネット事件と同じように、我々は、大きないる」。本件において、あり、というでは、またいる。

「ニューハンプシャー州の標語の押しつけに大抵の人が賛にユーハンプシャーが命じるような方法で促進するのを拒否したりすり、または道徳的に賛成できないと考える理念を、ニューハ修正第一条は、個人がマジョリティとは異なる見解をもった修正第一条は、個人がマジョリティとは異なる見解をもった大抵のアメリカ人は受け入れることができると考えている。大抵のアメリカ人は受け入れることができると考えている。

我々は連邦地裁の判決を肯定する。

(16)

Abood v. Detroit Board of Education, 431 U.S. 209 (1977)

本件は二件の事件が併合されたものであるが、原告の教師本件は二件の事件が併合されたものであるが、原告の表記を担当を見会、組合等を相手方として、組合関告によの賛同しない経済的、政治的、専門的、こと、組合は原告たちの賛同しない経済的、政治的、専門的、こと、組合関告によの賛同しない経済的、政治的、専門的、本件は二件の事件が併合されたものであるが、原告の教師を持た。

連邦最高裁は、組合費相当額が団体交渉、契約運用、苦情支出は違憲の可能性があると判示した。団体交渉と無関係の「政治的目的」のための組合費相当額の判所も「エイジェンシー・ショップ」条項を合憲としたが、判所を「エイジェンシー・ショップ」条項を合憲としたが、

等が、公立学校の教師としての職を保持する条件として、 調整目的のために組合によって使用される限り、「エイジェ ンシー・ショップ」条項は有効であるとし、また教育委員会

件を差し戻した。この法廷意見はステュワート裁判官が執筆 が補足意見を執筆した。在職条件としての思想賛同の拒否に 師に要求することを禁止すると判示し、更なる審理のため本 人が反対するイデオロギー的な主義の支持に貢献するよう教 レーンクィスト、スティーブンス、パウエルの各裁判官

関わる部分のみ、次により詳しく紹介する。

念、および自由な社会では人の信条は州によって強制される 心臓部には、個人は自由に自分の信条をもつべきだという観 をするように強制されるという事実は、他でもなく彼らの憲 とすれば、それは、 決が述べたように、「我々の憲法上の星座に不動の星がある 随的、二次的な側面ではない。バーネット事件連邦最高裁判 う観念が存在する」。信条の自由は、修正第一条の保護の付 のでなく、本人の精神と良心によって形成されるべきだとい 法上の権利の侵害をもたらす。というのも、「修正第一条の 〔法廷意見〕上訴人の教師たちが政治的目的のために貢献 政治、ナショナリズム、宗教において、 いかなる当局者も ―― 上の地位で下の

> うことである」。 言葉や行為によって告白するよう強制してはならない、 とい

学校の教師としての職を保持する条件として、本人が反対す ることを禁止している」。 るイデオロギー的な主義の支持に貢献するよう教師に要求す まさに本件にも適用されるものであり、「被上訴人が、公立 係するよう強制したりすることを禁止する。これらの原則は 言するよう強制したり、公職を保持する条件として政党と連 これらの原則は、州が、 いかなる個人にも神への信仰を確

に強制されていない職員によって、支払われるということの び雇用の喪失という脅しで本人の意思に反してそうするよう そうした思想・理念の促進に反対しない職員によって、およ とが憲法的にできない、とは考えない。憲法は、その経費が、 のないイデオロギー的な主義の推進のために、資金を使うこ 政治的立候補者のために、団体交渉代理としての職務に関係 もっとも、我々は、組合がその政治的見解の表明のために、

(17)リップ事件判決(一九七八年七月一八日、 回区控訴裁判所 連邦第三巡 みを要求している。

[(生徒)国旗忠誠時の起立・宣誓拒否に関係する事例 Lipp v. Morris, 579 F.2d 834 (3rd Cir.,1978)

または見解に関わる他の問題において、何が正統であるかを

定めることはできないし、あるいは市民に対してその信条を

アメリカ国旗宣誓・敬礼拒否、

国旗焼却事件等に関わる諸判決

(土屋

ニュージャージー州の一六歳の女子高校生デボラ・リップ

に訴訟を提起した。 と修正第一四条に違反しているとして、学校長その他を相手と修正第一四条に違反していることは連邦憲法修正第一条彼女に起立させて、彼女のいう「象徴的な表示行為(symbolicは、同州法が学校で国旗への忠誠の誓いが行われている間、

はないと反論した。 じ」であり、単なる起立だけで原告の権利を侵害するもので告は、「黙ったまま起立していることは着席しているのと同直接的に出てくる権利であると主張した。これに対して、被「沈黙を保ち、起立を強いられない権利」は修正第一条から原告は、忠誠の誓いの言葉は彼女の「信条」に反しており、原告は、忠誠の誓いの言葉は彼女の「信条」に反しており、

回区控訴裁判所もこれを是認した。要求している同州法は憲法違反であると判示し、連邦第三巡の敬礼の間、それに注意を払って起立するように学校生徒にの敬礼の間、それに注意を払って起立するように学校生徒に第一審のニュージャージー地区連邦地方裁判所は、国旗へ

Texas v. Johnson. 491 U.S. 397 (1989) 高裁判所) ジョンソン事件判決(一九八九年六月二一日、連邦最

(18)

[(市民)国旗焼却に関係する事例]

一九八四年の共和党全国大会がテキサス州ダラスで開催されている間、ある集団がレーガン大統領――彼の再選のたれている間、ある集団がレーガン大統領――彼の再選のたれている間、ある集団がレーガン大統領――彼の再選のたれて、デモ参加者は「赤、白、青のアメリカよ、我々はお前に唾を吐く」と叫んでいた。国旗を燃やした被告人は、州前に唾を吐く」と叫んでいた。国旗を燃やした被告人は、州前に唾を吐く」と叫んでいた。国旗を燃やした被告人は、州市に乗を吐く」と叫んでいた。国旗を燃やした被告人は、州市に乗を吐く」と叫んでいた。国旗を燃やした被告人は、州市に乗を吐く」と叫んでいた。国旗を燃やした被告人は、州市に乗を吐く」と叫んでいた。国旗を燃やした被告人は、州市に乗を吐く」と叫んでいた。国旗を燃やした被告人は、州市に乗を吐く」と叫んでいた。国旗を燃やした被告人は、州南に乗るのを禁止するテキサス州がラスで開催された。第一審、第二審とも有罪判決を出したが、上告審のテキサス州刑事上訴裁判所(the Court of Criminal Appeals of Texas)は、当該州法の適用は連邦憲法修正第一条上の被告人の権利を侵害していると判示した。

ティーヴンズ裁判官がそれぞれ反対意見を執筆した。 (これにホワイト、オコナーの各裁判官が加わった)とススカリア、ケネディの各裁判官が加わった)、ケネディ裁判官が補足意見を執筆し(これに、マーシャル、ブラックマン、ナン裁判官が執筆し(これに、マーシャル、ブラックマン、連邦最高裁は五対四で原判決を肯定した。法廷意見はブレ連邦最高裁は五対四で原判決を肯定した。法廷意見はブレ

たことでなく国旗を燃やしたことで、国旗冒涜により有罪宣

本件のジョンソンは、侮蔑的言葉を話

[法廷意見] (1)

らない。もし彼の行為が表現的なものであるならば、我々は な「表現的行為」を構成するのかどうかを決定しなければな が、有罪宣告に対抗して修正第一条を発動するのを許すよう くぶん複雑にしている。我々はまず、ジョンソンの国旗焼却 告された。この事実は、修正第一条の下での我々の審査をい

次に、州の規制が「自由な表現の抑圧に関わるもの」である に関わるものでないならば、オブライエン事件で当法廷が意 のかどうかを決定しなければならない。もし州の規制が表現

ない。第三の可能性は、主張される州の利益がこれらの事実 ンソンの有罪宣告を正当化するかどうかを調べなければなら 用されず、我々は、より厳格な基準の下で、州の利益がジョ 表現に関わるものであるならば、オブライエン・テストは適 States v. O'Brien,391 U.S. 367,[1968])。もし州の規制が

のそれぞれの表現的性質を承認してきた。

い基準(the less stringent standard) 」が適用される(United

思伝達的でない行為の規制について表明した「より厳格でな

達的な要素を有しているのかどうを決定する際、我々は、「特 れたりする言葉だけに及ぶのでないことを承認してきた。 禁止しているが、しかし我々は、その保護は話されたり書か 修正第一条は、文字通りには、「言論」の剥奪のみを 修正第一条を活動させるのに十分なほど意思伝 特

[資料]

アメリカ国旗宣誓・敬礼拒否、

国旗焼却事件等に関わる諸判決

(土屋

利益は考慮に入らない。

に全く関係がないということであり、その場合は、その州の

示してきた。

を着用したこと (一九七〇年のシャハト事件連邦最高裁判決) したこと(一九六六年のブラウン事件連邦最高裁判決)、ヴェ 差別に抗議するために「白人専用」の場に黒人が座り込みを こと (一九六九年のティンカー事件連邦最高裁判決)、 ムへのアメリカの軍事介入に抗議するため黒腕章を着用した うかを検討してきた。このことで、我々は、生徒がヴェトナ きい」(Spence v. Washington,418 U.S. 405〔1974〕) かど そのメッセージが、それを見た人々に理解される可能性が大 定のメッセージを伝える意図が現実に存在し、 トナムへのアメリカの介入を批判する劇上演でアメリカ軍服 状況からして

において、我々は、すべて修正第一条下で保護され得ると判 ネット事件、赤旗を展示したストロムバーグ事件のそれぞれ サインを加工したスペンス事件、国旗敬礼を拒否したバー 達的性質を承認する当法廷の諸判決である。 特に本件に関係のあるのは、国旗に関係する行為の意思伝 国旗にピース・

この行為の表現的で政治的な性質は、意図的であったのと同 実際には、その頂点――として、 統領へのレーガン再指名に合わせた政治的デモの一部 為であることを認めている。ジョンソンは、共和党大会と大 本件において、テキサス州はジョンソンの行為が表現的 アメリカ国旗を燃やした。

伝達の要素が十分に染み込んだ」(スペンス事件連邦最高裁れらの状況からして、ジョンソンによる国旗焼却は、「意思はなかった。それは完全な並置であった。我々は、愛国主にはなかった。それは完全な並置であった。我々は、愛国主にはなかった。それは完全な並置であった。我々は、愛国主時に全く明確であった。ジョンソンは、国旗を燃やした理由時に全く明確であった。ジョンソンは、国旗を燃やした理由

持するのに、表現の抑圧とは関係がない利益を主張したかど持するのに、表現の抑圧に関係ない」事件に限定してきた。の利益が自由な表現の抑圧に関係ない」事件に限定してきた。は、そのオブライエンの比較的に緩い基準の適用を、「政府は、そのオブライエンの比較的に緩い基準の適用を、「政府は、そのオブライエンの比較的に緩い基準の適用を、「政府は、そのオブライエンの比較的に緩い基準の適用を、「政府は、そのオブライエンの比較的に緩い基準の適用を、「政府は、そのオブライエン・テストが本件で適用されるかどうかを決定するためには、我々は、「『言論』の要素と『非言論』の要素を同一の③ 我々は、「『言論』の要素と『非言論』の要素が同一の

シンボルとしての国旗を維持すること、という二つの別々の一州は、治安妨害を防ぐこと、および国家性と国民的統一のうかを決定しなければならない。

利益を主張する。

(a) まず、「治安妨害の防止」という州の利益については、本件の国旗焼却を理由としていかなる治安混乱も起きなかったし、起きる恐れもなかった。州によって提示された唯一のたし、起きる恐れもなかった。州によって提示された唯一のたし、起きる恐れもなかった。州によって提示された唯一のとである。したがって、州の立場は、特定の表現にひどい不とである。したがって、州の立場は、特定の表現にひどい不とである。実際、自由な言論が不安の状況を誘い出したり、とである。実際、自由な言論が不安の状況を誘い出したり、とである。実際、自由な言論が不安の状況を誘い出したり、とである。実際、自由な言論が不安の状況を誘い出したり、とである。実際、自由な言論が不安の状況を誘い出したり、とである。実際、自由な言論が不安の状況を誘い出したり、とである。実際、自由な言論が不安の状況を誘い出したり、とである。実際、自由な言論が不安の状況を誘い出したり、とである。実際、自由な言論の高い目的が最も満足させられると立てもよい」(Terminiello v. Chicago, 337 U.S. 1 (1949))ということを承認している。

判決)行為であった。

たり生み出したりしそうである」(Brandenburg v. Ohio,生み出したりすることに向けられ、かつそうした行為を招い重に審査し、その表現が「差し迫った不法な行為を招いたり重に審査し、その表現が「差し迫った不法な行為を招いたりになかった。逆に、我々は、沈発的な考えのあらゆる表現は騒動をこうして、我々は、挑発的な考えのあらゆる表現は騒動を

るという、かつあらゆる国旗焼却は必然的にその可能性をもきた。「治安妨害の可能性」を証明することのみが必要である5 U.S. 444〔1969〕かどうかを検討するように要求して

的な人を報復へと挑発し、そのことで治安妨害を招きそうなを我々は拒否する。また、ジョンソンの表現行為は、「平均バーグ事件での我々の判決を骨抜きにすることであり、それつというテキサス州の主張を受け入れることは、ブランデン

的で個人的な侮蔑または乱闘の誘引と見なすこともない。〔1942〕〕の範疇に入らないし、「分別のある見物人」がジョ喧嘩言葉」(Chaplinsky v. New Hampshire, 315 U.S. 568

次に、「国家性と国民的統一のシンボルとしての国旗

とを、もしくは国族に反映されている理念は実際には存在しらずに、より肯定的でない他の理念を反映しているというここのような行為が、国旗は国家性と国民的統一を表象しておンの国旗焼却という表現に関係している」。「明らかに、州は、の維持」という州の利益については、その利益は「ジョンソの維持」という州の利益については、その利益は「ジョンソ

した考えの表現で訴追されたのではなく、「この国の政策にもって審査しなければならない」。ジョンソンは、ちょっと訴追を支えるために提示されている諸利益を特別な注意で表現に対する訴追に対面しており」、よって「我々は、そのスペンス事件のように、「我々は、行動を通しての考えのは全く、オブライエン・テストの外側にいることになる。

追された。もし彼が汚れてぼろぼろの国旗を処分する方法と感」の原因となるであろうことを「知っていた」がゆえに訴るの上、ジョンソンは、彼の政治的な表現が「ひどい不快

位置する表現 ―― で訴追された」。

対する不満の表現 ―― 我々の修正第一条上の価値の中核に

して国旗を焼却していたならば、彼はテキサス州法下の国旗

保護するよう意図していた」。他人にひどい不快感をもたらすであろう損傷からのみ国旗をもからな状況下での国旗の物理的な保全を目的としておらず、した焼却に反対していない。よって、「テキサス州法は、あ冒涜で有罪宣告されなかったであろう。テキサス州は、こう

しなければならない。 しなければならない。 しなければならない。

こうして、我々は、国旗の特殊な象徴的性質を維持するこ

テキサス州の主張は、「州が国家性と国民的統一のシンボ

州の規制は「自由な表現の抑圧に」関係する。こうして、我々セージを伝達する時のみ現実化する」のであり、だとすれば、

ていないということを信じるように人々を導くのを懸念してないということ、すなわち我々が国民としての統一を享有し

いる」。これらの懸念は、「人による国旗の取扱いが一定のメッ

限定的な意味をもつシンボル ―

としての国旗を維

「もし修正第一条に基盤的原理があるとすれば、それは、ものであり、よって禁止されてもよいということになる。ものであり、よって禁止されてもような方法で国旗を取り扱いう理念」かに疑問を投げかけるような方法で国旗を取り扱象であるという理念」か、「国民的統一は現実に存在すると象であることへの利益をもつ」ということである。テキサス州持することへの利益をもつ」ということである。テキサス州

認めてこなかった。 る」。我々は、国旗が関わる場合でさえ、この原理に例外をある考えの表現を禁止することはできないということであ 政府は社会が不快だとかまたは賛同できないとか思うだけで、

きない。我々が示してきたように、その区別は、本件のようきない。我々が示してきたように、その区別は、本件のようを報明的行為を禁止することによって、国旗に知いての見解を助長してもよいと示していない。テキサス州は、その見解を助長してもよいと示していない。テキサス州は、その見解を助長している。本件では、州は、「書かれた又は話からざまな破壊を州が禁止するのを認めている」、と我々をの見解を助長している。本件では、州は、で書かれた又は話がらざまな破壊を州が禁止するのを認めている」、と我々を利用の行為を禁止することによって、国旗についての州自身を担いる。本件では、州が国旗に関係するとれた言葉」と「非言語的行為」の間の区別は、本件のようの見解を対している。

なる。

現的行為は保護されると判断した。でなく表現的行為にも関係しており、かつ両判決ともその表事件とスペンス事件の両連邦最高裁判決は、言語的伝達だけ規制が表現に関係する場合には、重要ではない。バーネットに、非言語的行為が表現的である場合には、またその行為のに、非言語的行為が表現的である場合には、またその行為の

焦点を当てようとしていることは、「我々の先行判例の要点 においてのみ」使用してもよいと我々が言うことになる。そ 近道」の代替物であるシンボルとしての国旗を「一つの方向 却を許すことができると、もし我々が判断するとすれば、そ れた国旗を儀式的に焼却する場合 ―― 他方で、国旗の象徴的役割を助長する場合 ―― 依存しない」という教訓である。州は、国旗の象徴的役割を ということは、人が考えを表現するために選ぶ特定の様式に セージに不同意であるだけでその表現を禁止してはならない 州が「何が正統であるかを定める」のを我々が認めることに しない場合のみ、 れはまた、国家性と国民的統一という国旗の象徴性を危うく れは、書かれたり話されたりする言葉ないし「心から心への 危うくしそうである場合にはいつでも国旗焼却を禁止でき =永続的な教訓」を見逃している。つまり、「政府があるメッ その上、ジョンソンの表現の形式的な性質にテキサス州 国旗を焼却することができるとすることで にはいつでも国旗焼 例えば、 汚

に、「修正第一条によって保護される諸原理の間の馬上槍試いうことを修正第一条は保証しない」。我々は、国旗のため配す体にとって実質的に神聖な理念が、思想の市場(the民全体にとって実質的に神聖な理念が、思想の市場(the民全体にとって実質的に神聖な理念が、思想の市場(the民全体にとって実質的に神聖な理念が、思想の市場(the民全体にとって実質的に神聖な理念が、思想の市場(the民全体にというような、国また、「人種差別が憎むべきで有害であるというような、国また、「修正第一条によって保護される諸原理の間の馬上槍試をいうことを修正第一条によって保護される諸原理の間の馬上槍試をいうことを修正第一条によって保護される諸原理の間の馬上槍試をいうことを表現することを表現する。

事的に処罰してもよいということを意味しない。このことは、政治的抗議の手段として国旗を燃やした人を刑することへの正当な利益をもっている」ことを否定しないが、旗を維持する』(スペンス事件連邦最高裁判決) ために努力

我々は、「政府が、『我々の国の純粋なシンボルとしての国

」に例外を作ることを拒否する。

容は我々の力の表示と源泉であるという信念の再確認であ摂の原理の再確認であり、ジョンソンによるような批判の許るであろう。「我々の判決は、国旗が反映している自由と包は、今日の我々の判断によって弱化されるのでなく強化され我々の社会において国旗が正当に大事にされているところ

は我々の国のシンボルとして比類のない地位を占めてきた。〔反対意見(レーンクィスト首席裁判官)〕アメリカ国旗

アメリカ国旗宣誓・敬礼拒否、

国旗焼却事件等に関わる諸判決

(土屋

で死んだ。第一次と第二次の世界大戦では一三州の植民地をアメリカの独立の際、国旗は、国内では一三州の植民地をで死んだ。第一次と第二次の世界大戦では、多くのアメリカ役立った。第一次と第二次の世界大戦では、多くのアメリカ役立った。第一次と第二次の世界大戦では、多くのアメリカ人が「アメリカの大義(the American cause)」ために外地人が「アメリカの大義(the American cause)」ために外地人が「アメリカの大義(the American cause)」ために外地大が「アメリカの大義(the American cause)」ために外地大が「アメリカの大義(the American cause)」ために外地で死んだ。第二次大戦中の硫黄島では、アメリカ海兵隊は団大が「アメリカの大義(the American cause)」ために外地で死んだ。第二次大戦中の硫黄島では、下メリカの強力は、下戦の種と地で変したが、それには約六千のでメリカ軍の陸海共同の仁川上陸の成功は、下戦の一時間内にアメリカ国旗を掲げることで記録された。

法律をもたないといわれる。)
は律をもっている。(注:ニュージャージー州もこの種の例とワイオミング州を除いて、全ての州が国旗焼却を禁止す連邦議会は国旗悪用の規制を各州に任せた。今や、アラスカ連邦議会は国旗悪用の規制を各州に任せた。今や、アラスカを規制する多くの法律を制定してきた。一九六七年までに、を規制する多くの法律を制定してきた。一九六七年までに、を規制する多くの法律を制定してきた。

我々の国を具体的に表現する目に見えるシンボルであった。「アメリカ国旗は、我々の歴史の二百年以上にわたって、

多数のアメリカ人が、どのような社会的、 もって尊重している。私は、 哲学も表示しない。 するということに同意できない」。 焼却を犯罪にしている連邦議会の法律と四八の州法を無効に 信念をもつかに関係なく、国旗をほとんど神秘的な崇敬で て競っている『理念』とか『観点』とかではない。 は、 v かなる特定の政党の見解も、 国旗は、 修正第一条が公共の場での国旗 思想の市場において承認を求め いかなる特定の政 政治的、 哲学的な きわめて 治

違反したのは、彼が合法的な所有者から盗んだアメリカ国旗行為で彼は逮捕も訴追もされなかった。彼がテキサス州法にの告発を口頭で自由にすることができたし、私的な場で国旗の告発を口頭で自由にすることができたし、私的な場で国旗の告発を口頭で自由にすることができたし、私的な場で国旗がはダラス通りでの行進をリードし、ダラス市庁舎前で集会被はダラス通りでの行進をリードし、ダラス市庁舎前で集会を開いた。彼は、核兵器に抗議するため「ダイ・イン」を行を開いた。彼は、核兵器に抗議するため「ダイ・イン」を行とができない。本件のジョンソンによる国表現の自由は絶対的ではない。本件のジョンソンによる国表現の自由は絶対的ではない。本件のジョンソンによる国

決した問題をこれまで未解決にしてきた。国旗が焼却された国旗貿涜法に関係する我々の先行判例は、当法廷が今日解

を公共の場で燃やした時だった。

法廷は、州の利益が侵害されていないとして、被告人の行動者はいなかったし、国旗も被告人の所有であった。結局、当されたスペンス事件においては、本件と異なって、治安妨害されたスペンス事件においては、本件と異なって、治安妨害がたスペンス事件においては、本件と異なって、治安妨害がたスペンス事件においては、当法廷は被告人の言葉を根拠とストリート事件においては、当法廷は被告人の言葉を根拠と

は修正第一条の下で保護されるとした。

ある。 リカ軍へ徴集することができる。軍では兵士は戦闘しなけれ が許容されなければならないシンボル」であるだけでなく、 府がそれで構成されている目的そのものを挫折させる危険が 法が本件に適用されるのを支持する」。 士がその下で戦う国旗を、政府は公共の場で燃やすことを禁 らないかもしれない」。ところが、当法廷判決によれば、「兵 ばならないし、 ンボル」であると、当法廷は判示した。「政府は兵士をアメ 止してはならない」とされるのである。 「それに対する最低限の尊重でさえ命じられてはならないシ 憲法上の保護を国旗焼却へ無批判的に拡大することは、 アメリカ国旗は、「それに関しての賛成と反対の意見 ひょっとすると国旗のために死ななければな 「私は、 テキサス州 政

(19)アイクマン事件(一九九〇年六月一一日、 連邦最高裁

United States v. Eichman, 496 U.S. 310 (1990) [(市民)国旗焼却に関係する事例

サス州法に違反してアメリカ国旗を燃やしたことで抗議者を tion Act of 1989)」を制定した。当該法は、アメリカ国旗を 有罪とすることは、連邦憲法修正第一条の言論の自由 ただし、「擦り切れた又は汚れた」国旗の処分のための行為 面に置き、踏みつける」者に対して刑事罰を課すると規定し、 に違背しているという判決を下した後、連邦議会は、前身の 「故意に毀損し、汚損し、物理的に冒涜し、焼却し、床や地 九六八年連邦法を改正して「国旗保護法 (the Flag Protec-九八九年、 ジョンソン事件において連邦最高裁が、 の保障 テキ

該法は違憲であると判示した。政府は連邦最高裁に直接上訴 裁とコロンビア地区連邦地裁は共に、被告人に適用される当 策に抗議して、国会議事堂前の階段で国旗に火をつけた被告 た被告人、②コロンビア特別地区において、政府の対内外政 トン州において、当該法の制定に抗議して、国旗に火をつけ 人をそれぞれ訴追した。第一審のワシントン西部地区連邦地 二つの別々の事件で、連邦政府は当該法の下で、 ①ワシン は除いている。

し、二つの事件は併合審理された。

ホワイト、オコナーの各裁判官が加わった。 ナン裁判官が執筆し、これにマーシャル、ブラックマン、ス ヴンズ裁判官が執筆し、これにレーンクィスト首席裁判官 カリア、ケネディの各裁判官が加わった。反対意見はスティー 連邦最高裁は五対四で原判決を肯定した。法廷意見はブレ

ジョンソン事件判決を再考するように求めているが、これを 州法と十分に区別できるかどうかである。 我々は拒否する。残る唯一の問題は、国旗保護法がテキサス が表現的行為を構成すること認めた上で、当法廷に対して、 〔法廷意見〕連邦政府は、本件における被告人の国旗焼却

する」ことへの利益を主張している。 守るために、「あらゆる状況の下で国旗の物理的保全を維持 のない純粋なシンボルとして」の国旗のアイデンティティを いないので合憲であるとしている。政府はまた、「国の比類 行為をそのメッセージの「内容」に基づいて適用対象として 政府は、国旗保護法は、テキサス州法と異なって、 表現

ものであり、 ある。一定の国家的理想のシンボルとして国旗を維持しよう 政府が主張する利益が「『自由な表現の抑圧』に関係する」 に基づく制限を含んでいないけれども、それにもかかわらず、 国旗保護法は、禁止される行為の範囲に対する明白な内容 表現の「内容」に関わっていることは明らかで

(資料)

アメリカ国旗宣誓・敬礼拒否、

国旗焼却事件等に関わる諸判決

(土屋)

とする政府

の願望は、

ある人の国旗の取扱いが、

国家的理想

為を保護している。 は、国旗への愛国的な尊敬と伝統的に関わっている一定の行れた」国旗の処分に対する明示的な例外(焼却禁止の例外) 特定化された用語のそれぞれは —— 「焼却」については例 外があるが —— 、明らかに「国旗の不敬的な取扱い」を含 外があるが —— 、明らかに「国旗の不敬的な取扱い」を含 特定化された用語のそれぞれは —— 「焼却」については例 床や地面に置き、踏みつける」者の行為を犯罪としている。 に対する連邦議会の利益を確証している。当該法は、 のな影響に対する連邦議会の利益を確証している。当該法は、 に対する連邦議会の用語は、国旗損壊という意思伝達 と矛盾するメッセージを他人に伝達する時のみに関わり合う。

が認めることになる。

が認めることになる。

が認めることになる。

が認めることになる。

が認めることになる。

本た理由によって、本件の政府の利益は、修正第一条上の権格な審査」に服されなければならない(Boos v. Barry,も厳格な審査」に服されなければならない(Boos v. Barry,も厳格な審査」に服されなければならない(Boos v. Barry,も厳格な審査」に服されなければならない(Boos v. Barry,は形法と同じ基本的欠陥をもっている。つまり、意思伝達ある。表現への制限は、「規制される言論の内容とは無関係ある。表現への制限は、「規制される言論の内容とは無関係ある。表現への制限は、「規制される言論の内容とは無関係連邦議会は国旗保護法をテキサス州法よりもいくぶん広い連邦議会は国旗保護法をテキサス州法よりもいくぶん広い連邦議会は国旗保護法をテキサス州法よりもいくぶん広い

利の侵害を正当化することができない。

正していることによって、限界を越えている。

正の結論を、国旗焼却の禁止を支持する「国民的合意」を
にいう連邦議会が最近確認したことに照らして、再検討するように
という示唆は、修正第一条とは全く関係のないものである」。
という示唆は、修正第一条とは全く関係のないものである」。
という示唆は、修正第一条とは全く関係のないものである」。
という示唆は、修正第一条とは全く関係のないものである」。
という示唆は、修正第一条とは全く関係のないものである」。
という示唆は、修正第一条とは全く関係のないものである」。
という連邦議会が最近確認したことに照らして、再検討するように
連邦議会が最近確認したことに照らして、国旗院却の禁止を支持する「国民的合意」を
にしていることによって、限界を越えている。

を、我々は知っている。しかし、ジョンソン事件で我々が述」国旗冒涜が多くの者をひどく不快にさせるものであること

ている、および尊重に値するようにさせているまさにその自ことである」。国旗冒涜を処罰することは、「国旗を尊重させうだけで、ある考えの表現を禁止することはできないというそれは、政府は社会が不快だとかまたは賛同できないとか思べたように、「もし修正第一条に基盤的原理があるとすれば、

由それ自体を弱める」ことになる。

ではない。しかし、同様に以下のことも定立されている。つすることはできない」。我々のうちの誰も、この前提に反対または賛同できないとか思うだけで、ある考えの表現を禁止ところで終わっている。当然、「政府は、社会が不快だとか〔反対意見〕法廷意見は、争点の適切な分析が始まるべき

うことである。要でないならば、一定の表現方法は禁止されてもよい、とい要でないならば、一定の表現方法は禁止されてもよい、といめることの利益が、その禁止を支持する社会的利益よりも重手に、表現方法の選択肢のなかから選択する完全な自由を認表現する自由に対する干渉を伴わないならば、③もし、話し表現する自由に対する干渉を伴わないならば、③もし、話し

もし、その禁止が、話し手が他の手段によって自分の考えをに無関係の正当な社会的利益によって支持されるならば、②まり、①もし、その禁止が、話し手が表現したい考えの抑圧

象徴的価値は少なくとも二つの要素をもつ。第一に、「国家への正当な利益を有している」ことは承認されている。その

[資料]

アメリカ国旗宣誓・敬礼拒否、

国旗焼却事件等に関わる諸判決

(土屋

連邦政府が、

アメリカ国旗の象徴的価値を保護すること

の卓越的重要性を想起させるものとして奉仕する」。国旗は、我々の社会を特徴づけている諸理想を追求することに鼓舞し、動機づける」。第二に、「あらゆる時代において、性をもつ社会的目標を獲得するために個人的犠牲を払うよう的危機の時期において、国旗は、平均的市民に、圧倒的重要

国旗の象徴的価値を維持することへの政府の正当な利益は、 国旗の象徴的価値を維持することへの政府の正当な利益は、 その考えが嫌悪すべきで不快な人々でさえ―― をも含いということ、および我々の同僚市民のすべてに対する我々いということ、および我々の同僚市民のすべてに対する我々らの理想のために奮闘し続けるという判束である。我々に対らの理想のために奮闘し続けるという判束である。我々に対ちの理想のために奮闘し続けるという判束である。我々がごれたいか。国旗は、自由と平等のための闘争は止むものではないということ、および我々の同僚市民のすべてに対する我々の寛容と敬意の義務は、我々に賛同しない人々 ―― 実際には、その考えが嫌悪すべきで不快な人々でさえ―― をも含め込んでいるということの両方を想起させるものである」。

無関係に、国旗の象徴的価値を保護してもよいし、

実際上、

したがって、政府は、国旗焼却者の言論の特定の内容とは

九巡回区控訴裁判所 ニューダウ事件判決(二〇〇二年六月二六日、 連邦第

Newdow v. U.S.Congress, 2002 U.S.App.LEXIS

(生徒)国旗忠誠時の宣誓・敬礼拒否に関係する事例]

切な愛国的な儀式」で各学校日を始めるように要求し、かつ いた。 ニューダウの娘が通う学校区は、「各小学校の学級は一日に 求を満たすと規定していた。この州法を実施するために、 アメリカ合衆国の国旗への忠誠の誓いを行うことは、この要 ていた。州法 (カリフォルニア州教育法) は、公立学校は「適 生徒を指導して忠誠の誓いを斉唱することで学校日を開始し ア州の公立小学校は、州法と学校区の方策に沿って、教師が マイケル・A・ニューダウの娘が通っていたカリフォルニ 国旗への忠誠の誓いを斉唱する」という方策を出して

びそれが象徴する共和国すなわち全ての人に自由と正義をも 制定した当初では、「私は、アメリカ合衆国の国旗に、およ 正して、「不可分の」と「一つの国家」の間に「神の下に(un-のであったが、連邦議会は一九五四年六月一四日、これを修 たらす、不可分の一つの国家に、忠誠を誓います」というも 忠誠の誓いの言葉は、連邦議会が一九四二年六月二二日に

> the United States of America and to the Republic for and justice for all."  $\rightarrow$  "I pledge allegiance to the flag of for which it stands, one Nation indivisible, with liberty flag of the United States of America and to the Republic der God) ]という言葉を加えた。("I pledge allegiance to the liberty and justice for all.") which it stands, one Nation under God, indivisible, with

た。 しているのを、娘が見たり聞いたりするのを余儀なくされて 国家」である、と公言する儀式において教師が同級生を指導 そうではなく、神は存在し、我々の国家は「神の下に一つの するように娘に要求している、と申し立てたのではなかった。 いることで感情的に傷ついている、と彼は主張したのであっ ニューダウは、彼の娘の教師と学校区が忠誠の誓いを斉唱

of California)は、この請求を却下した。 宣言的救済と差止命令による救済を求めて提訴した。 (the United States District Court for the Eastern District および学校区の方策は連邦憲法修正第一条に違反するとして、 ニューダウは、一九五四年の連邦法、カリフォルニア州法

反の判決を出し、第一審判決を破棄、差し戻した。 第二審の連邦第九巡回区控訴裁判所は、二対一で、

〔判旨〕過去、三○年以上にわたって、連邦最高裁は、公

郡事件での多数意見によって採用された「エンドースメントの補足意見によって提起され、後に一九八九年のアリゲニーをた。一九七一年のレモン事件判決によって提示された三つの要件(「目的」「効果」「過度のかかわ合い」)からなる「レモン」テスト、一九八四年のリンチ事件でのオコナー裁判官で要件(「目的」「効果」「過度のかかわ合い」)からなる「レシを審査するのに、相互に関連する三つのテストを使用して立を審査するのに、相互に関連する三つのテストを使用して立を審査するのに、相互に関連する三つのテストを使用して立を審査するのに、相互に関連する三ののテストを使用して対している。

によって初めて用いられた「強制」テストである。

査する。

(保証ないし下支え)」テスト、一九九二年のリー事件判決

あり(レモン・テストの適用)、学校区の方策は学校での祈学校区の方策は世俗的目的を有しないがゆえに文面上違憲での生徒指導の「神への祈り」を認める学校区の方策は出席者たちに宗教的崇敬の行為に加わるようの祈りの実施は出席者たちに宗教的崇敬の行為に加わるようの生徒指導の「神への祈り」を認める学校区の方策を違憲との生徒指導の「神への祈り」を認める学校区の方策を違憲との生徒指導の「神への祈り」を認める学校区の方策を違憲との生徒指導の「神への祈り」を認める学校区の方策を違憲との共行という。

〔資料〕アメリカ国旗宣誓・敬礼拒否、国旗焼却事件等に関わる諸判決に適用し、そのテストに合格しない何らかの方法を無効とす 自由、正式我々は、これら三つのテストのいずれか又はすべてを自由 ではなく、

テストの適用)、としたのである。

りをエンドースするために実施された(エンドースメント・

全さを期すため、我々は本件を三つの全てのテストの下で審全さを期すため、我々は本件を三つの全てのテストの下で審しいない。例えば、サンタ・フェ事件で、連邦最高裁は、三はいない。例えば、サンタ・フェ事件で、連邦最高裁は、三大・テストを適用してきたけれども、もしある行為がレモン・テストを適用してきたけれども、もしある行為がレモン・テストを適用することを要求されない。にもかかわらず、完テストを適用することを要求されない。にもかかわらず、完テストを適用することを要求されない。にもかかわらず、完テストを適用してきない。例えば、サンタ・フェ事件で、連邦最高裁は、レモン・テストを否認してることができる。連邦最高裁は、レモン・テストを否認して

① エンドースメント・テスト。忠誠の誓いのコンテクスではなく、国旗が象徴する諸価値 —— 統一性、不可分性、共和国創立の際での宗教の否定できない歴史的重要性を単に共和国創立の際での宗教の否定できない歴史的重要性を単に共和国創立の際での宗教の否定できない歴史的重要性を単にである。忠誠の誓いを斉唱することの単なる認知ではない。それは、宗教的信仰である。忠誠の誓いを斉唱することは合衆国を説明することではなく、国旗が象徴する諸価値 —— 統一性、不可分性、である。忠誠の誓いを斉唱することは合衆国を説明することではなく、国旗が象徴する諸価値 —— 統一性、不可分性、である。忠誠の誓いを斉唱することは合衆国を説明することである。忠誠の誓いを方に、の国家であるという言トにおいては、合衆国は「神の下に」の国家であるという言トにおいては、宗教の哲学の書が、の国家であるという言いの国家であるという言いの国家であるという言いの国家になるという言いの国家には、一本の忠

(土屋

これらの告白のどれもが宗教に関して中立ではあり得ないか らである。さらに、忠誠の誓いの教師指導による斉唱の学校 う告白は、国教樹立禁止条項上の目的との関係では、我々は 誠を誓うことである。 忠誠の誓いを斉唱しかつ斉唱を指導するように要求する時、 州によるエンドースメントに等しい。生徒たちは、忠誠の誓 生徒たちに教え込むことを目的とし、これはこれら諸理想の 区の実施は、忠誠の誓いのなかに出ている諸理想への尊敬を の下に」の国家であるという告白と同じである。というのも、 の下に」の国家、「ゼウスの下に」の国家、あるいは「無神 伝えている。 宗教的信仰の州によるエンドースメントというメッセージを かわらず、学校区は、それが公立学校の教師に現在の形式の いの斉唱に参加することを強制され得ないけれども、にもか 「イエスの下に」の国家、「ヴィシュヌ(ヒンズー教の神) 我々が 「神の下に」の国家であるとい

ナリズム、宗教において、または見解に関わる他の問題にお者も ―― 上の地位であれ下の地位であれ ――、政治、ナショーの星座に不動の星があるとすれば、それは、いかなる当局がの方策を違憲と判じ、次のように結論づけた。「我々の憲法誓いの斉唱と国旗への敬礼を拒絶した生徒を処罰する学校区範的、イデオロギー的性質を確認した。そこで、最高裁は、連邦最高裁は、バーネット事件において、忠誠の誓いの規連邦最高裁は、バーネット事件において、忠誠の誓いの規

見えるかもしれない」。

強制してはならない、ということである」。 は市民に対してその信条を言葉や行為によって告白するよういて、何が正統であるかを定めることはできないし、あるい

本件の忠誠の誓いは、政府による宗教の許されざるエントストに合格しない。というのも、その習いは、非信仰者に対して、「彼らが政治的コミュニティのアウトサイダーであり、そのコミュニティの十分十分である。というのも、その誓いは、非信仰者にドースメントである。というのも、その誓いは、非信仰者にドースメントであるという随伴的メッセージを送る」からである。とって、本件の学校区の方策と連邦法はエンドースメント・よって、本件の学校区の方策と連邦法はエンドースメント・よって、本件の学校区の方策と連邦法はエンドースメント・よって、本件の学校区の方策と連邦法はエンドースメント・よって、本件の学校区の方策と連邦法はエンドースメント・よって、本件の出談の誓いは、政府による宗教の許されざるエンテストに合格しない。

強いるために用いる試みであると非信仰者または反対者には性におけるように、生徒たちをして、宗教的内容をもつ儀式に参加するか、あるいはそれに抵抗するかのどちらかを選択するように、という擁護できない立場に置く。連邦最高裁がリー事件における卒業式での析りに関して述べたように、「大多数の信仰者にとっては、非信仰者が信仰者の宗教的行為を尊重すべきという合理的要求にすぎないように思われることは、学校のコンテクストでは、国家の機関を宗教的内容をもつ儀式件におけるように、生徒たちをして、宗教的内容をもつ儀式件におけるように、大り事を加える。本件の学校区の方策と連邦法は、リー事② 強制テスト。本件の学校区の方策と連邦法は、リー事

張するけれども、それは一神教の「宗教的な正統」を強いる それは許容できない。学校の生徒たちの年齢と感受性からし 試みであるように見えるというのももっともであり、よって 信仰者にとって、ほんのわずかなものである、と被告側は主 とって、または非ユダヤ=キリスト教的な宗教ないし哲学の で実現させるために立案されたことを示している。アイゼン のコンテクストと立法過程からして明白である。これらは、 強制的効果をもつ。忠誠の誓いの連邦法の強制的効果は、そ う言葉を生徒が毎日聞くよう要求されているという事実は、 対する斉唱の要求がなくとも、「神の下に一つの国家」とい 件を区別する何の根拠ともならない。というのも、各生徒に ように要求されていないという事実は、バーネット事件と本 はとりわけ顕著である。さらに、生徒たちが儀式に参加する 忠誠の誓いの方策の強制的効果は、学校という環境において に従うように要求されているという生徒たちの理解からして、 て、および学校、教師、同級生たちによって設定された規範 に述べた。「これから先、我々の学校の何百万の生徒たちは、 連邦法が「神の下に」という言葉の毎日の斉唱を学校の教室 ハウアー大統領は、この連邦法の署名式において、次のよう 神への我々の国家と人民の献身を宣言するであろう」。 神の下に一つの国家」という宗教的内容は、 あるゆる市と町で、あらゆる村と田舎の校舎で、 無神論者に 全能

> Jない。 よって、本件の学校区の方策と連邦法は強制テストに合格

事件連邦最高裁判決)という世俗的目的をもつと主張するの事件連邦最高裁判決)という世俗的目的をもつと主張するの標本件が「世俗的目的。をもつかどうかを審査する。歴史は、「公的な儀式を厳粛化し、未来への信頼を表明し、ということを争わない。にもかかわらず、被告は、政府がする。連邦側の被告は、「神の下に」という語句は、政府がは、て考察されなければならないと主張する。であったということを争わない。にもかかわらず、被告は、忠誠の誓ということを争わない。にもかかわらず、被告は、政府がはそれが世俗的目的をもつかどうかを評価する際、全体として考察されなければならないと主張する。歴史は、「公的な関係の表別である。歴史は、「公のなどのであったということを争わない。にもかかわらず、被告は、政府がは、「公的な関係」という世俗的目的をもつと主張するのであった。東側のでは、「世俗的目的をもつと主張するのでは、「大田のであった。」というは、「大田のであった。」という世俗的目的をもつと主張するのであった。「世俗的目的をもつと主張するのを表別である。」という世俗的目的をもつと主張するののには、「大田のでは、「大田のいは、「は、「大田のでは、「大田のいは、「は、「田のいは、「はいいは、「田のいは、「は、「田のいいは、「田のいは、「田のい

沈黙の時間を命じるアラバマ州法を、修正後の州法が「全体の事件で、最高裁は、「黙想ないし自発的な祈り」のためのの事件での連邦最高裁の分析を考慮すると明白となる。そレス事件での連邦最高裁の分析を考慮すると明白となる。そをして」みることで、一九五四年連邦法のぼろを隠してい被告の主張の欠陥は、それが忠誠の誓いのテクストを「全

である。

アメリカ国旗宣誓・敬礼拒否、

国旗焼却事件等に関わる諸判決

(土屋)

えに違憲としたのである。発的な祈り」という語句を加えるために法律を修正したがゆ発的な祈り」という語句を加えるために法律を修正したがゆとしたのではなく、州議会が特別にかつもっぱら「ないし自として」、第一次的な世俗的目的に欠けているがゆえに違憲

主義の支配下の諸国から区別するために宗教を助成すること四年連邦法の立法過程は、同法の唯一の目的は合衆国を共産ス事件でのアラバマ州法の修正の場合と同じように、一九五えた修正に、レモン・テストの目的要件を適用する。ウォレ誓いにではなく、「神の下に」という語句を忠誠の誓いに加ウォレス事件との類似によって、我々は、修正後の忠誠のウォレス事件との類似によって、我々は、修正後の忠誠の

であった、ということを明らかにする。

れない。これは、サンタ・フェ事件などから明らかである。悪法の国教樹立禁止条項は、「制度としての宗教」に限定さればならない。『神の下に』という語句は、我々の国政への相びならない。『神の下に』という語句は、我々の国政への相ばならない。『神の主権性への信仰との間で区別がなされなければならない。『神の主権性への信仰との間で区別がなされなければならない。『神の主権性への信仰との間で区別がなされなければならない。『神の主権性への信仰』の連邦法上の背定と「神の導き」の連邦法上の関策は、憲法上の目前では見当外れのものである。「神の主権は、憲法上の目前では見当がより、「これない。これは、サンタ・フェ事件などから明らかである。

審査する必要がない。 審査する必要がない。 審査する必要がない。 審査する必要がない。 審査する必要がないで、現々は他の要件(「効果」「過度のかかわり合い」)を ので、我々は他の要件(「効果」「過度のかかわり合い」)を ので、我々は他の要件に を しない を の事件において、連邦最高裁は、高校のフットボール試合

のメッセージを伝えることになろう。のメッセージを伝えることになろう。間様に、学校区の方策もレモン・テストの目的要件を免れているけれども、当該方策は効果要件に合格しない。既に論じいるけれども、当該方策は効果要件に合格しない。既に論じいるけれども、当該方策は効果要件に合格しない。既に論じいるけれども、当該方策は対果要件に合格しない。既に論じいるけれども、当該方策は、一神教の神の存在に関して、一方には彼らの信仰の不承認のメッセージを伝えることになろう。

国教樹立禁止条項に違反すると判断する。む忠誠の誓いを教師指導で斉唱させる学校区の方策と実施は、を付加した一九五四年連邦法およびその付加された語句を含結論的に、我々は、忠誠の誓いに「神の下に」という語句

〔注記〕本判決で重要な判断基準となっているレモン・テスト、エン

リカにおける政教分離と『受容主義』、高岡法学四巻二号。 とようについては、「アメンドースメント・テスト」 芦部先生古稀『立憲主義の現代的展開分離と "保証" テスト」 芦部先生古稀『立憲主義の現代的展開分離と "保証" テスト」 芦部先生古稀『立憲主義の現代的展開分離と "保証" テスト、強制テストについては、「アメリカ合論を参照されたい。レモン・テスト、強制テストの内容の詳細は、以下の拙いたける政教分離と 『受容主義』、高岡法学四巻二号。

〔資料〕アメリカ国旗宣誓・敬礼拒否、